

ベーシックインカム

——21世紀を彩る簡潔で力強い観念

Philippe Van Parijs 2004. “Basic Income: A Simple and Powerful Idea for the Twenty-First Century”, *POLITICS & SOCIETY*, 32-(1): 7-39 (訳：齊藤拓・後藤玲子, 『社会政策研究』, 8号(2008年4月30日), 87-129頁.).

*注記：本稿は著者 Philippe Van Parijs の許可を受けてアップしている。なお、『社会政策研究』誌上では紙幅の都合から割愛した図表の説明部分も載せてある。

ベーシックインカム(ないしデモグラント)とは、政治的共同体によって、そのすべての成員に対して個人ベースで、資力調査や就労要請なしに、支払われる所得である。本稿は、ベーシックインカム提案がとってきた多様な型を紹介し、それらが同種のアイデアとどのような関係にあるかをサーベイする。また、貧困と失業の双方への対抗策としての、ベーシックインカムの中心的擁護論を統合して提示する。さらに、ベーシックインカムが財政上実行可能であるか否か、可能であるとしたらそれはどのような意味においてであるかを検討する。最後に、南北双方においてベーシックインカムを実現する見込みが最も高い新たなステップについて議論する。

全ての市民に対して、慎ましくも無条件の所得を与えよ。そして、その所得は彼らが諸他の源泉から得る所得に上乘せすることを許容せよ。

この過剰なまでにシンプルなアイデアは、驚くほど多様な系譜を持っている。直近の2世紀の間、そのアイデアは多くの場合さしたる成功をあげなかったが、様々な名称——例えば、「領土配当[territorial dividend]」や「国家ボーナス[state bonus]」、「デモグラント」および「市民賃金」、「普遍給付」および「ベーシックインカム」——のもとで、個々別々に発案されてきた。60年代の終わりや70年代初頭において、アメリカでとつぜん人口に膾炙するようになり、大統領候補者によって推進されるほどにまでなった¹が、まもなく棚上げされ、ほとんど忘れ去られた。しかし、ここ20年ほどで、EU全体において、予想もされなかったほど急速に拡大し、公的議論の主題となった。一部の者はそれを多くの社会的病理——失業および貧困を含む——に対する決定的な治療法であると見なす。他の者はそれを、クレイジーで、経済的には浪費的な、倫理的には支持しがたい提案と見なし、できる限り早く忘れられるべきで、直ちに思想史の屑籠へ放り込まれるべきものであるとする。

¹ 訳注：ニクソン陣営の負の所得税構想のこと

この議論に光を当てるため、ベーシックインカムとは何であり、何でないかについて、また、それを現行の保証所得スキームと画するものは何であるかについて、もう少し詳しく語ることから始めたい。それを踏まえれば、なぜベーシックインカムが近年それほど多くの注目を集めるようになったのか、なぜ根強い反発が予想されるのか、かつ、最終的にその反発がどのように乗り越えられるのかといった点をより容易に理解できるだろう。ベーシックインカムは忘れ去られることはないし、屑籠に放り込まれてはならない、これが筆者の信念である。ベーシックインカムは数少ないシンプルな理念の一つなのだが、こういった理念は、この新たな世紀において、まずは議論を、つづいてリアリティを形成するはずのものなのだ。

ベーシックインカムとは何であり、何でないか

ベーシックインカムは、政治的共同体によって、その成員すべてに対して、個人ベースで、資力調査または就労要請なしに、支払われる所得である。これが私の採用しようと思う定義である。それは、英語の「ベーシックインカム」の実際の使われ方の全て、または、諸他の欧州言語に訳された最も一般的なそれ——例えば、*Bürgergeld*, *allocation universelle*, *renta básica*, *reddito di cittadinanza*, *basisinkomen*, *borgerlon* といったような——の実際の使われ方の全てに適合しているわけではない。それらの現実の使われ方にはより広義なものがある。例えばそれらは、世帯状況によって水準が異なってくる給付や、税額控除[tax credit]の形態で運営されている給付といったものまでカヴァーする。より狭義の使われ方もある。例えば、ベーシックインカム水準はベーシックニーズを満足するのに必要なものにとどめられるべきだ、ないしは、ベーシックインカムは諸他のあらゆる移転給付に取って代わるべきだ、という要求に限定される。上述の定義の目的は、その使われ方を詮索することではなく、その主張内容を明確にすることである。その内容に順次焦点を当ててゆくことにしよう。

所得

現物ではなく、現金で支払われる。例えば、標準化された食料バンドルや、土地の用益権といった形態をとる、現物給付である以外はベーシックインカムの他の全ての特徴を備えた給付というものがありうる。また、たとえばフードスタンプや住宅手当[housing grant]のように、用途を限定した特別な通貨[currency]の形態で提供されることもあるし、Jaques Duboin の「分かち合いの経済[distributive economy]」¹に見られるような、貯蓄の可能性のみを排除する、当該期に限定した、より幅広い消費の提供という形態もある。ベーシックインカムは、それらとは異なり、現金で提供され、それによって可能となる消費ないし投資の性質またはタイミングに関して何らの制限も設けない。ほとんどのバリエーションにおいて、ベーシックインカムは無償の教育や基礎的な健康保険といった現行の現物移転給付を——代替するのではな

く——補完することになっている。

一回限りの賦与ではなく、定期給付で支払われる。ベーシックインカムは、定期的なインターバル——例えば一週間、一月、一四半期、一年など、提案によって様々であるが——をおいて提供される購買力なのである。これに対して、一回限りで——例えば、成人としての生活の始めに——提供されるという以外はベーシックインカムのその他の特徴すべてを備えた給付というものを考えることができる。このような提案はこれまでもなされてきており²、古くは Thomas Paine(1796)によって³、最近では Bruce Ackerman and Anne Alstott によって、提案されている⁴。定期的なベーシックインカムとそのようなベーシックエンドウメントの間には重大な相違があるものの、その違いは過大評価されるべきではない。第一に、ベーシックエンドウメントは受給者が死亡するまで年毎ないし月毎に均等な額の所得を生み出す目的で投資にまわすことが可能であり、それは結局のところ定期的なベーシックインカムと一致する。もちろん、保険市場にゆだねられる場合には、その年額の水準は個人の寿命の長さによって負の影響を受ける。たとえば、女性は男性よりも低い年額を受け取ることになるだろう。しかしながら、(Paine および Ackerman and Alstott を含む)ベーシックエンドウメントの擁護者たちは、ある年齢からの均等な基礎年金によってそれを補完することを提案しており、この点でのベーシックインカムとの相違を帳消しにしている。第二に、ベーシックエンドウメントにはそれを年額受け取りにする以外の使用が可能であるという利点があるが、ベーシックインカムの受給者が自らの将来のベーシックインカム収入を担保に借金ができるとしたら、ベーシックインカムとの結果的な相違は実質的に無くなるだろう。たとえある個人が賢明にも債権者の差し押さえからベーシックインカムを守るとしても、ベーシックインカムが提供してくれる安全は、ベーシックインカム受給者が人生のあらゆる段階でローンを組むことをいっそう容易にする。結局、一回限りのベーシックエンドウメントと定期給付のベーシックインカム、それぞれによって開かれる選択肢の範囲には、さほど違いはないだろう。

政治的共同体によって支払われる

定義上、ベーシックインカムは何らかの統治機構[government]によって、公的にコントロールされる資源から、支払われる。だが、それは国民国家である必要はない。また、再分配的税制から支払われる必要もない。

国民国家、それ以下またはそれ以上。「国家ボーナス[State bonus]」、「国民配当」、「市民賃金」といった用語の選択そのものから示唆されるように、ほとんどの提案において、ベーシックインカムは国民国家のレベルで支払われ、財源手当がなされると想定されている。し

かしながら、州政府[province]やコミューンといった、国民国家内部の一政治的構成単位のレベルで支払われ財源手当されることも、原理的には、ありうる。実際、先ほど定義されたような真正のベーシックインカムをこれまでに導入した唯一の政治体[political unit]は、合衆国のアラスカ州である⁵。その一方で、ベーシックインカムは超国家的な政治体によって支払われると考えることもできる。いくつかの提案は、ヨーロッパ連合のレベルで⁶、またいくつかの提案は、より現実味に欠けるものの、国際連合のレベルで⁷、なされている。

再分配。ベーシックインカムは特別目的に限定した手法で財源手当てがなされる可能性もあるが、かならずしもそうである必要はない。ベーシックインカムも、シンプルに、他のすべての国家支出と同様、多様な財源からなる一般歳入から財源手当てされることもある。目的限定的な財源手当てを擁護する論者たちは、その大部分が特別税[a specific tax]を考えている。例として、一部の論者は——Thomas Paine⁸や Joseph Charlier⁹から、Raymond Crotty¹⁰、Marc Davidson¹¹、James Robertson¹²にいたるまで——土地税[land tax]または自然資源への課税で賄おうとする。他の論者は、もっと広く定義された所得ベースへの特別賦課[a specific levy]¹³、ないしは、大幅に拡張された付加価値税¹⁴を好む。また、世界規模のベーシックインカムを考えている論者たちの一部は、投機的な資本移動に対する「トービン税¹⁵」や情報移動に対する「ビット・タックス¹⁶」といった、新しい課税手法の可能性を強調する。

分配。しかしながら、再分配的税制が唯一の財源ではない。アラスカの配当制度¹⁷は、州政府がアラスカの広大な油田の使用料を使って立ち上げた分散投資型ファンドからの収益の一部によってまかなわれている。同じ様に、James Meade¹⁸の公正かつ効率的な経済の青写真には、公的に所有される生産的資産で賄われる社会配当[*social dividend*]が含まれている。最後に、Major Douglas の社会クレジット[*Social Credit*]運動¹⁹や Jaques and Marie-Louise Duboin の繁栄を目指すフランス運動[*Mouvement français pour l'abondance*]²⁰から、より精緻化された(またより控えめな)Joseph Huber の提案²¹まで、貨幣創造[money creation]によってベーシックインカムを賄おうという一連の提案が存在する。

その成員すべてに対して

非-市民は? 政治的共同体のメンバーシップについては、比較的包摂的な考え方もそうでない考え方もありうる。一部の論者——とりわけ「市民所得」というラベルを選好する人々の間で——は、メンバーシップが国民ないしは法的な意味での市民に限定されると考える。そうになると、フランス人哲学者 Jean-Marc Ferry の構想²²に見られるように、ベーシックインカムへの権利は完全な市民権に付随する権利義務パッケージ全体の一断片となる。しかしながら、ベーシックインカム擁護論者の大部分は——なにかんづくベーシックインカムを

排除に対抗する政策と見なす人々の間では——、労働市場の二重構造を深刻化させてしまう制限的なベーシックインカム資格賦与を望まない。ゆえに、彼らはあらゆる合法的永住権者を含むような広い意味でメンバーシップを考える傾向にある。非・市民を対照とする場合の制度運用上の基準は、過去における最短居住期間となるかもしれないし、または、課税目的で居住を定義する現行の諸条件によって与えられるかもしれない。あるいは、両者の何らかの組み合わせかもしれない。

子供は？ 年齢の次元においてもメンバーシップの考え方には、比較的包摂的なものとそうでないものがありうる。一部の論者は、ベーシックインカムを定義上成人のみに限定し、それと並行するかたちで普遍的な——つまりは資力調査のない——児童手当システムを提案する傾向がある。その児童手当の水準は、子供の生まれ順の(正または負の)関数として、ないし、子供の年齢の(正の)関数として格差付けられることもあれば、そうでないこともありうる。他の論者たちは、ベーシックインカムを生存の始点から終点に及ぶ権原[entitlement]と考えるがゆえに、児童手当システムを完全に代替するものと見なす。そのため、[ベーシックインカム]給付の水準は、児童の家庭状況——なかんずく彼または彼女の生まれ順——とは独立でなければならない。また、成人と同額である——ゆえに年齢と独立である——ことを望む論者もあり、これは控えめなアラスカの配当スキームの現実においてそうであり、もっと気前のよい諸他の提案²³にもみられる。だが、児童手当をベーシックインカム制度に統合しようとする論者の多数派は、成年ないしそれ以降になってはじめて支給される最高限度額を設けておいて、ベーシックインカム水準を年齢に応じて格差付けようとする。

年金受給者は？ 同様に、一部の論者は、ベーシックインカムを退職年齢に達していない人々に限定し、ベーシックインカムとは、個人ベースで、資力調査がなく、かつ、拠出を要求しない——または、スウェーデンやオランダのような一部の欧州諸国にすでに存在する種類の——高額な年金に、自然に上乗せされるものであるとみなす。だが、大部分の提案において、ベーシックインカムは退職年齢を超えても——若年成人と同額か、より高額で——支給される。いずれにせよ、こういった老年者に対するベーシックインカムは、公的ないし私的な拠出型年金スキームからの所得によって——私的な貯蓄や雇用からの所得と同様に——補完されることになる。

被収容者は？ 妥当な成員概念について、たとえ最高に包摂的な定義をしようとも、ベーシックインカムを支払われることのない人々はいずれの社会においてもなお存在するだろう。犯罪者を監獄に収監しておくことは、彼らが従事させられる生産労働を最大限考慮に入れても、控えめなベーシックインカムを彼らに払うよりもはるかに社会にとって高くつくだろう。拘留が不当なものであったと判明しない限り、被収監者は収監されていた間のベーシックインカム給付を失うことは自明であろう。だが、彼らは釈放されれば直ちにベーシック

インカムを受給できる。同じことは、精神病院や老人ホームといったその他の施設の長期被収容者についても、彼らの滞在費用全額が彼ら自身によって払われているのではなく社会によって直接支払われている限り、適用されていることになる。

個人ベースで

各人に支払われる。 ベーシックインカムは、現存するほとんどの保証所得スキームがそうであるように、全体としての世帯やその家長に対してではなく、当該社会の個々のメンバーの各々に対して支払われる。

均等額。 給付が各個人に支払われるとしても、その水準はなおも世帯の構成によって変化をつけられることがある。一人当たりの生活コストは世帯の規模に応じて減少するという事実を考慮して、現行の保証所得スキームは、カップルの成員に対しては単身者よりも低い一人当たり所得を給付している。それゆえ、そういったスキームの公正かつ効果的な運用には、行政がその受給者たちの生活様態[living arrangement]をチェックする権能を持つことが前提とされている。それに対してベーシックインカムは、厳密に個人ベースで支払われる。それは、社会の個々の成員の各々が受給者であるという意味に留まらず、彼(女)らがいくら受け取るかが彼(女)らの所属する世帯のタイプがどのようなものであるかに依存しない、という意味においてもである。つまり、ベーシックインカム・スキームの運用には、生活様態に対するあらゆるコントロールがなくて済むのであり、ある人が他者と生活用品を分け合うことによって自身の生活コストを縮減する利得が完全に保持される。厳密な個人主義的性質によって、ベーシックインカムは独居のワナ[isolation trap]を解消し、コミユナルな生活を涵養する傾向があるのだ。

資力調査なしで

所得に関係なく。 現行の保証所得スキームと比べて、ベーシックインカムの最も際立った特徴は、間違いなく、同じ水準で、富者にも貧者にも一様に、彼らの所得水準に関わりなく、支払われるという点である。最もシンプルな現行スキームのもとでは、世帯の各タイプ(単身成人、子供なしカップル、子供一人の片親世帯、等々)について最低所得水準が特定され、当該世帯のその他の所得源泉からの総所得が評価されたうえで、この所得と規定された最低限所得との差額が現金給付として各世帯に支払われる。この意味で、現行スキームは事後的に——暫定的には、先行する受給者の所得評価に基づいて——運用されている。それに対してベーシックインカムは、事前的に——あらゆる所得調査と無関係に——運用される。給付は、規定さ

れた最低限を超過する世帯にも、それに達しない世帯と比して、まったく減額されることなく全額が支払われるのである。また、ある個人が資格付与される給付水準を決定するに際して、その他のあらゆる資力はなんら考慮されない：ある個人のインフォーマルな所得も、彼女が親族から求めることのできる援助も、彼女の諸々の財産価値も、考慮されないのである。課税可能な「資力」はベーシックインカムを賄うためにより高い税率で課税される必要があるかもしれない。だが、税-給付システムはもはや二分法的な「資力」概念——貧者にとっての広義の資力概念では、それを参照することによって給付がカットされ、裕福な者にとっての狭義の資力概念では、それを参照することによって所得税が課される——に左右されることはない。

富者をより富ませるのではないか。 富者も貧者も同額のベーシックインカムを受け取るという事実があるからといって、ベーシックインカムは富者および貧者の両方を以前よりも裕福にするということにはならない。ベーシックニーズは財源手当てされる必要があるのだ。

1. ベーシックインカムが単純に現行の税-給付システムに付加されるとしたら、比較的裕福な者が、彼ら自身のベーシックインカム、および、相対的に貧しい者たちのベーシックインカムの大部分を負担せねばならないことは明らかだ。これは財源手当てが累進所得税を通じてなされる場合に妥当することは自明であるが、フラット課税でも、逆進的な消費課税のもとでさえ妥当する。無からのベーシックインカム導入が貧者にとっての金銭的利益として機能するためには、キーとなる条件は単純に、相対的に裕福な者が相対的に貧しい者よりも、その員数に比して(必ずしもその所得に比してではない)、ベーシックインカムの財源手当てにいつそうの貢献をすることである。
2. だが大部分の提案では、ベーシックインカム導入は現在の給付や税の減免措置の部分的廃止と結び付けられている。提案されている改革が、現行では貧者に集中されている無拠出型給付[すなわち、保険ではなく扶助]を単純に全市民の間で広く薄く分け合うものに過ぎないとしたら、間違いなく貧者たちが損をすることになる。だが、そんな馬鹿げた提案は誰もしていない。直接税に依拠する提案のほとんどにおいて、ベーシックインカムは、無拠出型給付についてはほんの底辺部分に取って代わるだけなのだが、他方で、諸々の控除や全納税者の低い所得分位に課される減免税率にも取って代わることになる。所得分配に対する短期的インパクトは、控えめなベーシックインカムについては、かなり狭い範囲に留めることができるだろう。だが、ベーシックインカム水準が高くなるほど、所得税の平均税率は高くなり、ゆえに、比較的裕福な者から比較的貧しい者への再分配もより大きなものとなる。

富者に与えることが貧者にとってベターなのか？ このように、万人に——富者にも貧

者にも——与えることは、必ずしも富者にとって事態の改善を意味するわけではない。だが、最低限所得を所与とした場合、資力調査ありの保証所得制度よりも貧者にとって改善になると信ずる理由が何かあるのだろうか？ 然りである、少なくとも三つの相互連関する理由によって。第一に、給付の捕捉率は普遍的スキームのもとでは資力調査が実施されている場合よりも高くなるだろう。貧しい人々のうち、自らの権原[entitlements]について情報を得られずに、権利のある給付を手にするができなくなる人は少なくなる。第二に、市民権の問題として万人に与えられる所得には、人に恥をかかせるようなことが全くない。このことは困窮者や極貧者、自足できない人々に限定される給付については——たとえ人の品位を傷つける、容喙的な手続きを最小化するとしても——妥当しない。貧者の観点からすれば、普遍的ベーシックインカムに伴うスティグマが小さいことは、ベーシックインカムそれ自体の利点と見なされる。それはまた、スティグマが捕捉率に与える影響の理由としても、間接的に重要となる。第三に、ベーシックインカム・スキームのもとではジョブを得ている間でも給付がもたらす定期的かつ頼りになる支払が中断されることはないのに対し、標準的な資力調査付きスキームにおいてはそれがある。同水準の最低限所得を保証する資力調査付きスキームと比較する場合、これはリスク回避的選択をしがちな貧しい人々に確かな見通しを与える。このことは、これまでの給付システムに共通して付随する失業のワナの一つの側面——この側面に関しては通常、ソーシャルワーカーがエコノミストよりはるかに敏感である——を除去することにもつながる。

労働は割に合うか？ 資力調査付きの保証最低限スキームによって生じる失業のワナの別の側面は、経済学者によって最も一般的に強調されるものである。それは、非労働と低賃金労働との間に十分な正の所得格差が存在しないことである。稼得分布の最下層において、給付における1ユーロの喪失によって稼得される各ユーロがオフセットされる、または実質的にオフセットされる、さらにはオフセット以上にされてしまうのだとしたら、その程度の稼得しか生み出さないジョブを拒絶することは、個人が特別に怠惰であることを意味しない。彼にはそのようなジョブをアクティブに探す必然性はないだろう。追加的なコスト、移動時間、内々の児童ケア問題などを考慮すれば、そのような状況下で労働する余裕はないという可能性もある。そのようなジョブを設計して供与することは、一般的に、雇用主にとっても不合理であろう。というのも、解雇されることを喜ぶような人々は真面目で頼りとなる労働力になるとは思えないからだ。フルタイム・ジョブが保証所得よりも低い賃金を提示されることが最低賃金立法によって妨げられている場合には、保証所得を下回る賃金が提示される可能性はパートタイム・ジョブに限られる。資力調査付きの保証所得の代わりに普遍的ベーシックインカムを採用することは、失業のワナのこの第二の側面に対処する方法としても提案されることが多いのである。

各人に普遍的ベーシックインカムを与えるものの、各人の稼得のうち最低限保証額を超過しない部分については100%課税で取り去るとしたら²⁴、失業のワナは——この点に関して

は——資力調査付き最低限保証所得と同様に存在することになるだろう²⁵。だが、最も低い所得区分に適用される明示的な[explicit]税率は 100%よりも目に見えて低く抑えておく。といったマイルドな仮定を置くならば、以下の言明は妥当である。労働しようしまいが、裕福であろうが貧しかろうが、あなたは自分のベーシックインカムを全額を保持することができるのだから、あなたは労働した際には労働から外れている場合よりも間違いなく裕福になるのだ²⁶。

負の所得税と同じか? とはいえ、失業のワナのこの第二の側面は、稼得の上昇よりも急激でない率で給付が徐々に削減される資力調査付きスキームによっても、[ベーシックインカムと同程度効果的に除去されうる——ように思われる——]、という点は銘記されたい。これは、いわゆる負の所得税——均等かつ還付型の税額控除[tax credit]——によって達成される。負の所得税の構想が最初に見られるのはフランス人経済学者 Augustin Cournot²⁷の著作である。それは福祉国家を削減する一つの手法として Milton Freedman²⁸によって簡潔に提案され、James Tobin およびその同僚たち²⁹によって労働インセンティブを保持しながら貧困と戦う一つの手法としてさらに掘り下げて探求された。負の所得税とは、100%で課税される所得は存在せず、かつ、線型[linear]であるとされる——定義上はそうである必要はないが——課税スケジュールを背景として、(ある所与の構成の)各世帯の所得税負担を固定された額で縮減する一方で、この固定額と税負担額との差額を——この差額が正である場合は——現金給付として支払う、というものである³⁰。税控除の固定額が、ここで考えられているベーシックインカム・スキームと同水準に設定されていると仮定しよう。所得のまったくない——ゆえに所得税負担のまったくない——人はベーシックインカムに等しい額を受け取ることになる。旧来の資力調査付きスキームの場合と同じく、所得が上昇するにつれて給付は小さくなるが、その率はもっとスローである。更に言えば、その率は、税を支払って給付を受け取った後の所得が、対応するベーシックインカム・スキームのもとでのそれとまったく同じ水準にキープされる率なのである³¹。負の所得税タイプ[の給付システム]は、単純に、税と給付を収支均衡させるのである。ベーシックインカム・スキームでは、負の所得税の普遍的税額控除を賄うのに必要な歳入は、実際に万人から取り立てられ、万人に払い戻される。負の所得税のもとでは、給付は完全に一方通行である。いわゆる課税分岐点[break even point]を下回る世帯に対しては正の移転給付(ないしは負の税)が、それを上回る世帯に対しては負の移転給付(ないし正の税)がなされるのだ³²。

負の所得税よりも安価か? ベーシックインカムと負の所得税の実質的な相違がどの程度であるかは、更に細かい行政上の手続きに依存する。その相違はたとえば次のような場合には相違は縮小する。税が(納税申告が処理された後になってではなく)源泉徴収方式で課される場合、または、税負担が——年ベースではなく——週ないし月ベースで評価される場合、負の所得税スキームにおいて、万人が(後に調整の対象となる)暫定的な税額控除を先行的に

支払われ、ベーシックインカム・スキームのもとで、ベーシックインカムを現金ではなく減税として受け取る場合、などである。だが、最も近いタイプにおいてさえ、債務不履行の可能性ゆえに、「事前的」に機能するシステムと「事後的」に機能するシステムとの間には相違が残る。なお残るあらゆる相違は、失業のワナの第一の——不確実性に関連する——次元と関連して、ベーシックインカムの利点となる。とはいえ、給付の支払技術が未発達(配達夫によって現金で運ばれる!)であるとか、徴税行政が腐敗や非効率にまみれているとしたら、負の所得税タイプ——これは税金の移動プロセスを省くことができる——を擁護する議論が圧倒的なものとなる。他方で、技術的に進んだ移転給付システムの時代にあり、かつ、合理的によく運営された課税行政が存在するとしたら、効率的な最低限保証所得スキームに付随する行政コストの大部分は、情報および管理のコスト——すなわち、すべての潜在的受給者に彼らがどんな受給資格を持っているかを知らせるために、また、申請者たちが受給条件を満たしているか否かをチェックするために必要となる支出——となるだろう。この点に関して、普遍的なシステムは間違いなく資力調査付きシステムよりよく運用される。支払と徴収の両面で自動化と信頼性が増すにつれて、すべての貧しい人に[情報が]到達する際の効率性が一定水準であるならば、二者のうち——行政上の意味で——より安価なのは普遍的システムの方である蓋然性がますます高くなるだろう。これこそが、例えば James Tobin³³が負の所得税タイプよりも普遍的な「デモグラント」を選好した理由なのである。

就労要請なしに

現在の労働パフォーマンスに関係なく。 定義上、最低限保証所得への権利は、何らかの保険給付の資格を与えられるに足るだけの労働を過去に遂行したとか、または、社会保険の拠出をした、といった人々に限定されるものではない。しかしながら、Juan Luis Vives³⁴よりこのかた、初期の保証所得スキームは何らかの苦役を遂行する義務と結び付けられることがしばしばであった——それが、旧来型の悪名高いワークハウスにおいてであれ、より多様な現代の私的および公的なワークフェア装置においてであれ。無条件であるということによって、ベーシックインカムは、あからさまに雇用保証と結び付けられたこういった形態の保証所得と鋭い対照をなす。それはまた、アメリカの EITC やイギリスの最近の就労家族税額控除[Working Families Tax Credit]のような、メンバーの少なくとも一人が有償雇用に就いている世帯に限定された就労内給付[in-work benefit]とも異なる。失業のワナを除去するおかげで——すなわち、純然たる受益者に労働のインセンティブを与えることによって——、ベーシックインカム(ないし負の所得税)は、ある種の就労内給付ないしは稼得への上乗せとして理解されうるし、そのように使われる可能性がある。だが、そのような役割に限定されるものではない。それが持つ無条件性は、あらゆるタイプの雇用助成金[employment subsidy]——これがいかに広く定義されようと——からも、ベーシックインカムを画するのである。

労働の意欲に関わりなく。その無条件性はまた、ベーシックインカムを旧来型の最低限所得スキームからも画する。後者は、受給資格を何らかの意味で労働する用意のある人々に制限する傾向がある。この制限の詳細は、国と国との間で、また時には、一国内のある地方自治体と別の地方自治体との間で、非常に大きく異なっている。それには以下のようなことが含まれる。提示された場合に個人は「適切な[suitable]」ジョブを受け容れなければならないが、勤務場所や要求されるスキルの観点で「適切な」が意味する中身については行政の裁量が多い；個人はジョブ探しに前向きであることを証明しなければならない；個人は「参加契約[insertion contract]」——それが、有償雇用、トレーニング、他の何らかの有用活動のいずれに結び付けられていようと——を受け容れ、遵守しなければならない。対照的に、ベーシックインカムは権利の問題として——そして見せかけの就労を根拠とすることなく——、家事従事者、学生、休暇取得者、永続的な放浪者に[さえ]支払われるのである。Anthony Atkinsonの「参加所得 Participation Income」³⁵など一部の折衷的提案は、社会的貢献という幅の広い条件を課しているが、その条件は次のもので満たされる。フルタイムないしパートタイムの賃金雇用または自営業、教育、トレーニング、ジョブ探し、小さな子供ないし病弱な老年者のためのケア、承認を受けた団体での定期的なボランティア労働など。この条件の解釈が広ければ広いほど、ベーシックインカムとの違いは小さくなる。

なぜわれわれはベーシックインカムを必要とするのか？

資力調査なしを望むのであれば、労働調査をやめることが重要である。先ほど論じられた最後の二つの無条件性——資力調査の不在および労働調査の不在——は、現代の状況においてベーシックインカムが妥当性をもつ理由の核心を簡潔に定式化してくれる。一見したところ、これら二つの無条件性、すなわち所得調査の不在と労働調査の不在とは、互いに独立した関係にある。だが、ベーシックインカム提案の力強さは、これら二つの無条件性が結びついていることに掛かっている。すでに見たように、資力調査の廃止は、(二つの主要な次元における)失業のワナの除去と密接に関係しており、ゆえに、低賃金ジョブが提示され、受容される可能性を創出することと密接に関係している。だが、そういったジョブの一部は劣悪で、人の品位を貶めるような、どん底のジョブであるかもしれず、そういったジョブは促進されるべきでない。そうではないジョブとは、楽しかったり、意義があったり、跳躍台となるものであったり、それらがもつ本質的な価値やそれらが提供する訓練ゆえに、低賃金であってもあえて取得する価値のあるジョブである。だが、この違いを誰が区別できるだろうか？ 人びとが遂行しているジョブ、あるいは取得を考えているジョブについて「上層部で」知られている事柄よりもはるかに多くを知りうるのは、立法者や官僚ではなく、個々の労働者である。彼らは選り好みできる知識は持っているのだが、実際にそうする権能を常に持っているわけではなく、評価の低いスキルしか持っていなかったり、機動性が限られていたりする場合には、

とくにそうである。労働を条件としないベーシックインカムは、最も弱い人に、労働を条件とする保証所得がなしえないようなかたちで、交渉力を付与するのである。言い換えると、労働無条件性は、資力無条件性によって劣悪なジョブが拡大する危険性を防止するうえで、カギとなる手段なのだ。

資力調査が存在しないならば、労働調査がないことが要求される。同時に、資力・無条件性は労働インセンティブを喚起するので、対価なき給付が怠惰な下流階級を涵養するといった懸念を緩和する手法として労働条件性を持ち出すことは、あまり魅力的でなくなる。資力調査が存在しない場合には、税と給付の構造は、受給者たちが労働を通じて——それが低い賃金率で、パートタイムであるとしても——自らの可処分所得を大幅に上昇させることのできるものとなるだろうし、ひとたび彼らのスキルが改善するか労働時間[の質]を改善することができれば、低賃金率のジョブに嵌まり込むことはないだろう。それゆえ、労働の場に(再)移動することが促進され奨励されるだろうし、社会が労働者と非労働者に二分化することを懸念する人々に対して、給付への権利を何らかの労働(を利用する)義務と一対化することを声高に叫ぶ必要性はぐっと低くなるだろう。(過度なまでに)簡潔に表現してみよう。資力・無条件性が不可避的に搾取を助長してしまう事態(これは、給付喪失のおそれのもとに受け入れられがちな、無価値で低賃金の労働を助長することによって起こる)を労働・無条件性が防止すると全く同様のかたちで、労働・無条件性が不可避的に排除を涵養する事態(これは、低生産性ジョブを効率的に消滅させ、生産性の低い人をあらゆる労働参加から完全に締め出すシステムを問題視させなくすることによって起こる)を資力・無条件性が防止するのである。ベーシックインカムの二つの無条件性は論理的には独立しているが、それらは一個の強力な提案をなす構成要素として内在的にリンクしているのだ。

促進的でありながら解放的である。貧困と失業という複合型の困難に対処するための一つの具体的手法としてのベーシックインカムの中心的論拠には、この二つの無条件性の連携が根底にある。旧来型の保証所得スキームと比較して、ベーシックインカムの望ましさを支持する決定的な主張は、社会正義とは所得への権利の問題だけでなく(有償および無償の)活動[activity]へのアクセスの問題でもあるという広範に共有された見解に依拠している。所得と活動の両側面に留意する最も効果的な手法は、当該個人の活動がどのようなものであれ所得移転給付を(属人的に[in gross terms])維持すること、それによって給付を「活性化する[activating]」、すなわち、給付を——強いられた非活動を超えて——低賃金の活動にまで拡張すること、である。正当にも、次のような異論がなされるかもしれない。すなわち、低生産性ジョブの価値を保障し、それによって最不遇者に有償ジョブを提供するという目的により能くまたはより安価に奉仕する——EITC や雇用助成金といった——政策がほかにも存在する、というものだ。しかしながら、問題関心が、貧しい人々を何が何でも忙殺させておくということではなく、彼らに意義のある有償活動へのアクセスを提供することであるならば、ベーシッ

クインカムの無条件性こそは決定的な利点である。それによって、より不遇な人々が魅力的または将来性のあるジョブと劣悪なジョブとの間で選り好みをするのが(持続可能なかぎり)可能となるように、交渉力を分配することができるからだ。

ベーシックインカムと社会正義。 これまでの議論は、暗黙のうちに、善き生に関する当人の構想を——それがどのようなものであれ——実現することを追求するための実質的自由の公正分配としての社会正義概念に訴えていた。私が拙著 *Real Freedom for All*⁶で展開し擁護したのはまさにそのような社会正義概念であった。それに代わる原理的なベーシックインカム正当化論が相当数提出されてきたし³⁷、多数のプラグマティックな正当化論がベーシックインカムのために——もっと複雑な、諸々の政策手段の理想的パッケージにとつての、シンプルで扱いやすいセカンド・ベストとして——提供されてきた³⁸。しかし、私には確信がある。すなわち、ファースト・ベストとしての説得力あるベーシックインカム正当化論であるならば、すべからず、何らかの「実質的自由」という(単に権利だけでなく、ある個人が望むかもしれない事柄を実行する手段をも含む)概念を社会正義の**分配対象**[*distribuendum*]として採用し、それを何らかの強い平等主義的分配基準と結合せねばならない、と。私が提出した特異な「リアル・リバタリアン」の構想では、われわれの実質的自由の土台とは、本質的には、われわれがその生涯を通じて受け取ってきた、非常に不平等な諸々のギフトの混合物であり、なかでも、われわれに自らのジョブを保有することを可能ならしめている諸々の機会なのである、という見解が重要な役割を担っている。結果として、予測可能で持続可能な税収最大化所得課税——この税収は普遍的かつ無条件なベーシックインカムの財源に充てられる——によって(一部が)捕捉されねばならない膨大な「雇用レント」がわれわれのジョブには含まれることになる。私の提供する定式に改善の余地がありうることは疑いないが³⁹、ファースト・ベストのベーシックインカム擁護論が主張される場合、それは私が提案しているのと非常に近いタイプのものになるだろうという点も、疑いのないところである。

ベーシックインカムは財政上実行可能か？

あまりに具体性に欠ける問い。 このように非常に一般的なかたちで述べられる場合、問いはまったく意味をなさない。次のことは銘記しておこう。ベーシックインカムが受給者のベーシックニーズを満足するのに十分であるという点は、ベーシックニーズの定義に含まれない：その定義との整合性から言えば、ベーシックインカム水準はそれを上回ることもありうるし、下回ることもありうる。ベーシックインカムがあらゆる現金給付に取って代わるという点も、ベーシックインカムの定義には含まれていない。ある普遍的な給付はある単一の給付である必要はない。ベーシックインカムが設定される水準が特定され、ベーシックインカムが取って代わるべき給付が——もしあるとすれば——どれなのかが規定されてはじめ

て、財政的実行可能性の問いに対して意味のある回答が可能になる。いくつかの具体化のもと——たとえば、「あらゆる現行の給付を廃止し、それに相当する歳入を低額の均等給付のあたりで万人に再分配する」——でならば、答えは自明なまでにイエスである。別の具体化のもとでは——たとえば、「現行の全ての給付を維持し、それらに万人向けの均等給付を、単身者が快適に生活するのに十分な水準で、上乘せする」——答えは明らかにノーである。定義から、これらの馬鹿げた極端な提案のいずれもがベーシックインカムと同置されることがたまにあるが、私の知るかぎり、誰もそんな提案をしてはいない。真剣な提案はすべて、それらの中間のどこかに位置しており、それゆえ、あるベーシックインカム提案が実行可能であるか否かはケース・バイ・ケースで評価されねばならない。

労働・無条件性ゆえに高くつくのでは？ とはいえ、ベーシックインカムが、これまでの保証所得の水準では財政的に実行可能ではないとする一般的な根拠がいくつかあるのではないだろうか？ 一つの明らかな根拠は、単純に、ベーシックインカムはすべての人に対して——彼らに労働の意欲があろうとなかろうと——与えられるのに対して、これまでの最低限保証所得には就労意欲調査があるという点である。結果として、これまでの保証所得の場合よりも、より多くの貧しい人々がベーシックインカムを受け取るようになる、または、受給者の数がそれほど大幅に増えないとしても、彼らは労働条件付きの給付システムのもとでそうであった場合よりも労働を減らすだろう、と主張される。それゆえ、ネットで見れば、ベーシックインカム・スキームはよりコスト高である。

求職者手当[job seeker's allowance] vs. 国家によるワークフェア：一つのジレンマ。 仔細に検討すれば、この[ベーシックインカムの方がコスト高であるという]予想はもろい基盤の上に成り立っていることが分かる。まず、就労調査とは、金額[給料]に見合った価値を得ることを企図している(私的または公的)雇用主から提示があった場合に労働を受け容れる義務であると仮定しよう。労働者が当該ジョブを取得ないし保持する欲求を持っていない場合、彼女の期待生産性および現実の生産性は、雇用主が彼女を雇用したいまたは引き留めておきたいと思う程のものにはなりそうにない。だが、当該労働者が形式的に就労意欲ありと見なされるならば、彼女が(不行跡とされうる何事かを理由とするのではなく、あまりに生産性が低いことを理由に)雇用されないまたは解雇されたという事実によって、彼女が労働調査付き保証所得の資格を剥奪されることは——無条件ベーシックインカムの場合に劣らず——ありえない。前者と後者の間にある唯一の実質的相違は、単純に、前者は雇用主と労働者の双方に時間の浪費をもたらしているという点だ。代替案として、労働調査とは、国家によって雇用を目的に提供される予備的ジョブ[fall-back job]を受け容れる義務であると仮定しよう。雇用可能性がなく、かつ動機の低い人々を駆り集めることは高生産性にとっての正しいレシピではない。また、そうやって徴用されてきた人々の士気に対する、また公的セクターのイメージに対する、長期的なダメージをひとまず措くとしても、この扱いづらい人材をワークフ

フェアの鑄型に嵌め込むことのコストは普通の監獄[plain prison]よりいくらか低める程度が関の山であるし、仕事嫌い[work-shy]な労働者たちの国民生産への貢献に伴う監督コスト、および彼らがおかすヘマの矯正コストが生じる。労働調査に関する経済的な擁護論は、収監に関する経済的な擁護論とまったく同程度の強度である[にすぎない]。

怠け者に与えるほうが安くつく。 ナンセンスではないワークフェア擁護論者たちも認めるように⁴⁰、就労意欲条件が課される場合、それは道徳的ないし政治的根拠に基づいて正当化されるのであって、労働と一対化された給付の方が同額の給付のみの場合より必然的に安価である、という根拠の薄い前提によって喚起される薄っぺらなコスト論議に基づくのではない。ワークフェアはウェルフェアよりもコスト高になりやすいという事実があるからといって、「雇用可能性のない」人々は孤独と怠惰の中で腐っているということには、ならない。彼らをそこから救い出す方法はありうるし、あるはずなのだ。すなわち、適切なインセンティブ構造と、普遍的ベーシックインカムが創出しようとするたぐいの機会とを創り出す——それに就労意欲調査が結び付けられようと、結び付けられまいと——ことによってである。そのような構造を組み立てるのはコストのかかることだが、これから見ていくように、労働調査を加えたところでより安価になるわけではまったくない——正反対である。しかも、そういった調査がないことによってベーシックインカムの財政的実行可能性が脅かされることはありえないのだ。

所得-無条件ゆえに高くつく？

資力調査付きスキームと普遍的スキームの間の相同性。 ベーシックインカムには財政的実行可能性がないとの主張は、ベーシックインカムは彼らが労働の意欲を示そうと示すまいとすべての人に支払われるという事実⁴¹に依拠するよりも、ベーシックインカムが富者にも貧者にも同じように与えられるという事実を引き合いに出してくるもののほうがはるかに多い。上述の資力調査の議論は、このような申し立てが誤りであり、コストに関する考え方があまりに表面的であることによって誤導されていることを明らかにする。付録の図1と図2の比較が示しているように、ベーシックインカムによって、従来の最低限保証所得とまったく同じグロス所得-ネット所得の関係を達成することが——原理的に——可能である。この関係が同じであるならば、そのスキームにネットの貢献をする納税者たちにとってのコストは両方のケースで同じである、ということだ。一方が政治的に実行可能であるならば、他方もまたそうであるはずなのだ。その関係が同じであるならば、稼得に対する限界税率は、あらゆる稼得水準において、両方のケースで同じである、ということをも意味する。二つのスキームの一方が経済的に実行可能であるならば、他方もまたそうであるはずなのだ。

富者に与えることはより安くつく。 むろん、財政的コストは二つのケースで大きく異な

る。そして、移転給付をその他の公的支出とまったく同じように考えるとしたら、ベーシックインカムが従来の最低限保証所得の財源内で賄われる場合には「実行不可能」かもしれないという強い想定が確かに存在することだろう。しかし、移転給付はネットの支出ではない。それらは購買力の再配分である。これは、それらが無コストだということを意味するわけではない。移転給付は、純貢献者たちに分配コストをもたらすし、ディスインセンティブの創出を通じて経済的コストをも発生させる。だが既に見たように、いずれのコストも両方のスキームにおいて同じである。さらに、行政上のコストが存在する。だが、これも先ほど指摘されたように、コンピュータ化された効率的な徴税および移転給付支払いのテクノロジーを前提するならば、そういった行政コストは、普遍的で事前的なスキームの下の方が、資力調査付きの事後的なスキームの下でよりも——少なくとも、貧困者に[移転給付を]届けるについての効率性水準が所与であるならば——低くなる可能性が高い。つまり、パラドキシカルではあるが、すべての人に与えることは、貧しい人だけに与えるよりも高くつくのではなく、安くつくのである。

底辺における労働インセンティブを創出するので高くつく？

底辺における限界税率と中間所得帯における限界税率：大きなトレード・オフ。 とはいえ、公正を期すならば、ベーシックインカムが資力調査付きでないという事実は、明示的税率が 100%を下回らねばならないというマイルドな要請と自然に結び付けられている。これは、われわれが探求すべき種類のベーシックインカム・スキームは図 2 によって示されるのではなく、図 4、または、少なくとも図 6 によって示されるようなものでなければならないことを意味している(付録を見よ)。図 1 によって表現されるこれまでの最低限保証スキームと比較して、純増コストが発生しないなどとはもはや言えない。だが実際のところ、それは給付が普遍的であるという性質に固有のことではない。それ[ある水準の普遍的給付]に相応する資力調査付き負の所得税も同じ特徴を共有しているからだ。とくに、現行の最低限所得保証水準での均等な還付型税額控除と組み合わされた定率税は、同様の意味で非常に高くつく(図 3)。だが、この問題が負の所得税と共有されているからといって、それが問題でなくなるわけではなく、この問題にはきちんと取り組まねばならない。基本的な事実、稼得階層の底辺にいる人々に(ある所与の最低限所得によって)提供する物質的インセンティブが高ければ高いほど、それより高い稼得階層の物質的インセンティブを低減させねばならない、という点である。ここには鋭いトレード・オフが存在するのである。それは以下のように説明される。

一つの事例。すべての人にベーシックインカムを支払いながら財政均衡を保つためには、所得の最低分位において課される税率の低下を、より高い所得分位において課される税率を引き上げることによって、償わなければならない。だが、すべての稼得者が最低分位での所得

を有しているのに対して、より高い分位ではすべての人が所得を稼いでいるわけではなく、所得分位が高くなればなるほど、納税者は少なくなる。付録の図 2 に描かれるタイプの——すなわち、現行の最低限保証所得スキーム(図 1)の実効税率を模倣する、最低所得分位に 100%課税するタイプの——ベーシックインカム・スキームから出発することにしよう。月当たり所得 0-500 ユーロのレンジで平均税率を 20%引き下げたなら、より高い所得レンジでの税率引き上げによって相殺されねばならない。はたしてどの程度だろうか？ それは増税が考慮されている所得レンジでどれだけの納税者が所得を有しているかに依存する。それが 500-1000 ユーロのレンジにおいてならば、まだ大部分の所得が増税の影響を受け、たとえばこのレンジにおける 25%増税で財政均衡は達成されるだろう。だが、それが 2000-2500 のレンジにおいてであるとしたら、はるかに少ない数の納税者しか影響を受けず、財政を均衡させるためには、たとえば、50%を超える増税が求められるだろう。これが実際に起こるとしたら、以下の結論は不可避である。もし、最低稼得分位における限界実効税率の大幅な低減を賄おうとするならば、かなり低めの稼得レンジに対して広範囲に、限界実効税率を大幅に引き上げなければならない。この引き上げを高い稼得分位に集中させるとしたら、それは即座に 100%に向かって昂進し、(国内の税収のみを問題とする場合)その所得の大部分を消滅させる。

貧者により高く課税されても、当の貧者にとって改善となるのか？ これは一見するほどひどい話ではない。最も低い支払しか受けない労働者たち——彼らの限界税率は間違いなく上昇する——は、ベーシックインカム導入の受益者でもある。というのも、彼らの賃金に対する増税は、彼らがそれ以後受け取ることになるベーシックインカムの水準を下回るからである。それゆえ、関心は[税制が]分配的なことに向けられる必要はない。一部の提案に見られるように、たとえ最終的に定率所得税に行き着くとしても——つまり、最低の稼得分位が、最高稼得分位の現在の課税率とまったく同じ税率で課税されるとしても——、改革はなおも高額稼得者(彼の全所得分位に対する増税額はベーシックインカムを上回る)から下方への再分配となるだろう。しかしながら、そのような改革がインセンティブに与えるインパクトについてのまっとうな懸念にはいくぶん根拠がある。それは一部のベーシックインカムおよび負の所得税に対する反対論者が強調している。(すなわち、限界税率の引き下げは、社会全体の限界的稼得のうちで、増大しつつあるものの比較的小さな人口しか存在しないレンジで起こるが、はるかに多くの労働者が影響を受けるレンジでは引き上げられる。) 労働および訓練をするインセンティブ、真面目であろうとし、革新的であろうとするインセンティブは、最底辺の所得レンジ(たとえば、月当たり 0-500 ユーロ)では増大するだろうが、この閾値より上部では低くなるのであって、そこには、社会の労働力の大部分、とくにその最も生産的な労働力の大部分が集中しているのである。それゆえ、底辺の所得に対する限界実効税率が、それより高い所得分位に対する限界実効税率より高くないシステムへと、拙速に飛び込むべきではない、とのアドヴァイスが成り立つのだ⁴¹。

低額稼得者への超過請求 vs. 部分的ベーシックインカム。 このアドバイスをベーシックインカム提案に当てはめる方法は二つある。一方は、たとえば James Meade が提案しているように⁴²、定率のまたは累進的でさえあるシステムを、ベーシックインカムのネットの受益者に対する「超過請求 overcharge」によって矯正することである(図 6)。もう一つは、オランダ政府政策専門家会議[Dutch Scientific Council for Government Policy]⁴³によって提案され、それ以後オランダ⁴⁴および他の欧州諸国⁴⁵で検討されてきた、「部分的ベーシックインカム[partial basic income]」である。部分的ベーシックインカムは、現行の単身個人に保証されている所得水準を下回るであろうが、現在カップルに保証されている水準の半分には近づくか超過する可能性がある。また、それは残余的な資力調査付き保証所得スキームの維持と並行して行われる。それゆえ、縮小した低所得レンジに対する 100%の実効税率が温存されることを意味する(図 7)。どちらの手法を採っても、先ほどのパラドクスは先鋭化する：富者が貧者と同じだけ受け取ることが貧者にとってベターであるだけでなく、貧者が富者よりも高い税率を課されても貧者にとってベターである。

厳密に個人主義的であるために高くつく？

個人化の美点。 このように、資力調査を停止することによって真正のコスト問題が惹起される、という点は否定しえない。それは、ベーシックインカムが貧者だけでなく富者にも与えられるという事実によるのではなく、ベーシックインカムのポイントとは貧者により強い物質的インセンティブを与えることだ、というのがその(部分的な)理由である。ベーシックインカム提案に内在する真正のコスト問題はそれだけではない。もう一つの問題が、ベーシックインカムは——現行の最低限保証所得の大部分とは異なり——厳密に個人主義的であるという事実から、直接的に生じる。そういった[旧来の]スキームは、典型的には、カップルをなす二人の個人の一方向に対して、一人の単身個人に対するよりも低い水準の所得扶助を与えている。会計が住居補助になっている場合はとくにそうであり、別個の給付として運用される[単給化される]こともある。何故か？ それは明らかに、住居、耐久消費財(調理器具、洗濯機、クルマ、ベッド?)、および一部のサービス(チャイルドケア)を一人またはそれ以上の人々とシェアするほうが、そのコストを個人で負担するよりも、安くつくからである。それゆえ、ある所与の基本的ニーズに関する定義をカヴァーする最も安価な方法には、家族構成を追跡し、保証所得の一人当たり水準をそれに応じて調整することが含まれてくる。むろん、この世帯条件性から生じてくるのは、[受給者にとって]規模の経済が損なわれること、偽装居住が促進されること、それゆえ、人々の生活様態に対するチェックが必要になること、これらである。ベーシックインカムの明白な利点の一つはまさに、そういったこと全てを無しに済ませられるという点である。お互いに折り合いをつけ、社会的に居住設備および耐久消費財を節約する人々は、彼らが創出した規模の経済の便益を給付される。それゆえ、離れて暮らすことをあえて望

む人々にはボーナスは無いし、誰が、どこで誰と暮らしているかをチェックする必要はまったく無いのだ。

もう一つのジレンマ：不十分な給付か、それとも世帯単位か？ ここまではよい。しかし、個人単位の無条件ベーシックインカムはどの水準で設定されるのだろうか？ それがかップルの各成員が現行で享受している保証所得の水準で設定されるとしたら、一人で生活する以外に選択肢のない人が必要とするものには遠く及ばない額になるだろう。それが、一人の単身個人に現在与えられている水準で設定されるとしたら、結果的なコストは——すくなくとも一部の国では——異常なほど高くなるだろう。ここでも、それは単なる財政コストの問題ではない。一人・成人世帯から、二人ないし複数・成人世帯への購買力の劇的な移転という意味での、軽視できない再分配コストが存在しているのだ。また、この増額されたベーシックインカムのための支出を賄うのに必要となる限界税率の相当な引き上げを主因とする、これまた軽視できない経済的コストも存在する。つまりは、完全に個人化されてはいるが不十分な金額のベーシックインカムを与えるか、それとも、十分ではあるが世帯調整をしたベーシックインカムを与えるか、の間でジレンマが——短期的には間違いなく——存在するのだ⁴⁶。だが、このジレンマは、(個人化されているが低すぎるベーシックインカムに伴う)一部の世帯を不可避免的に貧しくすることと(十分ではあるが世帯・依存的なベーシックインカムに伴う)あらゆる世帯の生活様態を無期限にわたって管理することとの間でのジレンマと混同されるべきではない。短期的なコスト制約の下でさえも、後者のジレンマは妥当しない。というのも、ベーシックインカムによって底上げされたとしても、資力調査付き扶助が打ち切られる所得閾値に達するほどの稼得をできない世帯に対しては、厳密に個人主義的ではあるが不十分な万人対象の「部分的」ベーシックインカムを、残余的な資力調査および世帯調査付き社会扶助と組み合わせることが考えられるからだ(図7を見よ)。そのような部分的ベーシックインカムは、現行の社会的扶助を即座に完全代替するものとして考えられているのではなく、満額のベーシックインカムが惹起するであろう二つのリアルなコスト問題——低額稼得者へのインセンティブから生じるそれと、個人主義化から生じるそれ——を統御する魅力的な手法をもたらしてくれるのだ⁴⁷。

どの途をすすむか？

遠くをみる眼と近くをみる眼

別のところで詳細に説明した諸々の理由から⁴⁸、首尾一貫しておりかつ妥当な社会正義の構想は、いくつかの重要な限定条件の下に、経済的およびエコロジカルに持続可能な最高水準で、さらに政治的な想像力の及ぶうる最高の規模で、無条件ベーシックインカムを追求す

ることを要請する。しかし、擁護しうる長期的なヴィジョンはたしかに重要だが、控えめで即効性のある政治的に実行可能なステップへの適切な提案というものも、それに劣らず不可欠だ。ほとんどの EU 諸国(最近のポルトガルを含む)で現在様々な形態で実行されているタイプの、一般的ではあるが世帯調査付き、資力調査付き、就労意欲調査付きの保証最低限スキームは、正しい方向性をもった基礎的段階とみなされる。しかし、「参加[insertion]」や「統合[integration]」の条件がどれほど好意的であろうと、スキームの気前が良いほどに深刻さが増すようなワナ、いわゆる「グローバリゼーション」が市場稼得能力の不平等を先鋭化させるほどに脅威が増大するようなワナを、それらスキームが生み出してしまうことは避けられないのだ。保証最低限スキームが実行されていくらか経っている諸国では、そういったスキームに付随していると語られるこれらのワナおよび依存の文化が、政治的バックラッシュおよび、これまでに達成されたものの崩壊の引き金を引くリスクとなっている。だが、それらはまた、ベーシックインカムおよび関連する諸提案といったかたちで、諸々の進歩的方向を示唆してもきたのである。普通選挙権への闘争と同じように、ベーシックインカムへの闘争はオール・オア・ナッシングではない。それは純粋主義者やフェティシストのゲームではなく、修理屋やオポチュニストのゲームである。わざわざ部分的ベーシックインカムを経なくても、以下の三つのタイプの提案が、最も見込みのある次のステップとしての有力な——各国の諸制度、とくに税および社会保障の文脈に応じて、多かれ少なかれ有力な——候補となる。

1. 個人単位の税額控除。 オランダにはすでに、世界でも屈指の気前のよい包括的な資力調査付き保証所得に加えて、普遍的な(すなわち、資力調査のない)児童手当、就学給付[student grant]、無拠出の基礎年金といったシステムが存在する。2000年1月、オランダ議会は政府の全面的な税制改革計画にとって不可欠ないくつかの事項を承認した。その改革計画には、低所得分位の控除[exemption]を少なくとも一人の労働者がいる家族を対象とした月あたり140ユーロ水準の厳密に個人化された税額控除へと置き換えることが含まれている⁴⁹。段階的に増額され、個人単位で還付できるようにしたこと(そのため、たとえば、労働者の労働していないパートナーもその税額控除に等しい額の現金支払の受給権を得るのであり、労働している方のパートナーが二重に税額控除を受けるのではない)、この勤労家族向け「負の所得税」は、普遍的な所得段階に向かう最後の要素となるだろう。そして、痛みを伴うことなく、低額ではあるが厳密に個人化された普遍的ベーシックインカムへと統合される可能性がある。むしろ、たとえ大幅に増額されたとしても、それは部分的ベーシックインカムに留まり、とにかく単身の成人世帯にとっては、残余的な資力調査付き扶助によって補足される必要がある。似てはいるが、もっと控えめなスキームがベルギーおよびフランスの政権によって承認されたことがあった⁵⁰。

2. 世帯単位の逆進的な負の所得税。 その受け容れがたい名称はともかくとして、これ

が正しい方向への大きな変化となることは間違いない。これは、「市民通貨[Bürgergeld]」というもっとうまいネーミングのもと、フランクフルト大学の公共財政学教授Joachim Mitschke⁵¹によって長年にわたり擁護されてきたものだ。Ulrich Mückenberger, Claus Offe and Ilona Ostnerは、同様の提案をそれほど具体的でないかたちで主張したし⁵²、ケルンのマックス・プランク研究所長官Fritz Sharpは、自らのお気に入りの政策案としてそれを擁護した⁵³。より近くでは、フランスで、マネジメント・スクールINSEADの前学部長Roger Godino⁵⁴がこの政策の変種を主張してきたし、社会学者Robert Castel⁵⁵および経済学者のFrançois Bourguignon⁵⁶やLaurent Caussat⁵⁷が慎重ながらも支持してきた。そのアイデアはシンプルなもので、現行の保証最低限所得がもつ世帯調整を自明のものとして受け入たうえで、給付を稼得の上昇に応じて100%で引き揚げる[withdraw]のではなく、いくらか低い率で——たとえば70や50%で——引き揚げて、いかにその稼得能力が低かろうとも、あらゆる世帯に労働する物質的インセンティブを与えようというものである。たとえば、Godinoがフランスに向けた提案では、その率は、その稼得が保証最低限賃金の水準——これは、現状行われているような(図1)、はるかに低い保証最低限所得の水準とはまったく違う——に近づくとに応じて単身者に対する給付が完全に段階消滅するように算定される(図3を見よ)。より大きな世帯の場合、スタートの水準がより高くなる。給付引き揚げにかかわる同じ低減税率が適用された場合、最低賃金を上回る稼得水準にならなければ給付は完全には消滅しない。この手法がもつ政治的な利点の一つは、現行の保証最低限所得をその出発点としていると見なしうることで、そして、低賃金の活動に従事することでワナを脱け出さんとする努力を不利にするという馬鹿馬鹿しさを廃棄することによって現行の保証最低限所得を強化すること、である。運用上の大きな難点の一つは、その制度では、受給世帯数の大幅な拡大だけでなく、より不都合な点として、当該世帯がどの程度の給付を資格付与されるかがその生活様態に依存するため、行政が管理の目を光らせることが許容されることになる、ということも含まれている。

3. 控え目な参加所得。 現行の育児・教育・ケアの休暇制度を、社会的貢献という非常にゆるい条件でまとめながら——たとえば、Anthony Atkinson が「参加所得⁵⁸」という名称で提案しているような——普遍的ベーシックインカムへと——被用者向け税額控除と組み合わせる——統合することが可能である。Atkinson は、「政治的支持を確保するためには、ベーシックインカム支持者は妥協することが必要かもしれない」と主張する。ただし、「妥協するのは、資力調査なしでという原則についてでも、独立性の原則[すなわち、なんびとも、ある特定の個人ないし集団に直接に依存してあるべきではないという考え方*]についてでもなく、無条件の支払いについてである」。⁵⁹ 参加所得は、有償であろうと無償であろうと、経済活動に能動的に参加しているあらゆる個人に支払われる資力調査なしの手当てである。幼児や老人の世話をしている人、認定を受けたボランティア労働またはトレーニングに従事している人、病気やハンディキャップのせいで障害のある人、これらの人々もまた参加所得の

受給権を認められるだろう。本当に仕事嫌いな少数の人々を支配者たちに捕まえさせようとすれば、この控え目な最低限所得を全ての人に問答無用で与える場合よりも、もっとコストがかかり、至る所でより大きな反感を買うことになることがじきにわかるだろう。ただ、当面、参加所得は普遍的ベーシックインカムへ向かう政治的な一歩前進となるだろう。所得税改革アプローチや社会扶助改革アプローチに比べて、この第三のアプローチは、何らかの特別財源——エネルギー消費に対する課税、何らかの公的資産の配当、もっとシンプルに、国民生産に対するより広範な賦課——がベーシックインカムのために確保されている場合にはとくに適切なアプローチである。とはいえ、さきの二つのアプローチのいずれとも組み合わせることが可能である。

「南」にとってのベーシックインカムへの途

すでに何らかの保証最低限制度を持っている国において[さえ]、これらの途に沿ってなされるべき事柄は、知的にも政治的にも、数多くある。「進歩 advance」の劣る国々では、包括的な社会扶助スキームという最初の要素を構築するためになされるべき事はさらに多い⁶⁰。しかしながら、これら諸国のなかの二つは、ベーシックインカム・プロジェクトはいかにして現にある重要な成果の上に築かれうるのか、および、ベーシックインカム・プロジェクトはいかにしてそれらをベースに更なる進歩を駆動し導くのか、という両面を示している点でとくに興味深い。一つは南アフリカである。この国では、アパルトヘイト体制の最後の年以來、包括的で無拋出の老人年金スキームが存在しているが、このスキームは当該年齢カテゴリーにある南アフリカ黒人の圧倒的多数に便益をもたらしており、アフリカ大陸全体のなかで最も強力な再分配スキームであることは間違いない⁶¹。これを背景に、普遍的ベーシックインカムを求める驚くほど精力的なキャンペーンが起こり、労働組合運動や協会その他多くの団体からの支持を得た⁶²。もう一つの国はブラジルである。ここでは、労働者党[Worker's party]で最初の上院議員 **Eduard Suplicy** が負の所得税タイプの包括的な保証最低限所得の導入を求めて 90 年代初頭からキャンペーンを張っている⁶³。また、無数の家族所得補助制度が——強制的な就学との組み合わせで——地方自治体レベルで導入され、ほどなく連邦の補助を受けるようになった⁶⁴。さらには、全てのブラジル国民を対象とした無条件ベーシックインカムの最終的実現へ向けた闘争の枠組みのなかに多くの人々——とりわけ **Suplicy** 自身——の今日的な実地の試みと要求とが徐々に込められるようになってきた⁶⁵。

これらのまたはその他の方途で、より大きな所得保障[income security]に向けて闘争することによって、全ての子供に質の高い基礎的教育を与え、全ての人民に基礎的なヘルスケアを与えるという優先的な重大事が等閑視されることになってはならない。さらに言えば、本稿で擁護されたモデルが広範なリアリティを獲得するために重要なのは、最も困難で決定的な闘争は、一見すると非常にかけ離れているように思われる主題で戦われる必要があるだろう

うという点だ。すなわち,公的行政の効率性と説明責任を担保すること,移民を規制すること,適切な選挙制度をデザインすること,超国家的な諸組織の権力を再構築すること,などである。だが,こういった数多くの闘争がその方向性と推進力を得ることができるのは,それらが,正義に適った解放的な社会の中核をなす諸々の分配制度に関するクリアで一貫性ある構想によって導かれる場合なのである。

ベーシックインカムに関するビブリオ

- ・ <http://www.basicincome.org>には,複数の言語で出版された多くの論稿の包括的な注釈付きビブリオとともに,ベーシックインカム欧州ネットワーク(BIEN)の最新の大会に向けられた全ての寄稿のダウンロード可能版が収められている。
- ・ BIEN の電子ニュースレターは, bien@basicincome.org に名前とアドレスに加えて“subscribe BIEN”を送れば無料で入手できる。
- ・ <http://www.usbig.net/>は the U.S. basic income guarantee network のウェブ・ページで,一連のダウンロード可能なワーキング・ペーパーがある。
- ・ ベーシックインカムを論じている英語の単著としては,Robert van der Veen, Philippe Van Parijs, et al., “A Symposium on ‘A Capitalist Road to Communism’” (special issue), *Theory and Society* 15, no. 5 (1986); Tony Walter, *Basic Income: Freedom from Poverty, Freedom to Work* (London and New York: Marion Boyars, 1989); Philippe Van Parijs, ed., *Arguing for Basic Income: Ethical Foundations for a Radical Reform* (London: Verso, 1992); Charles Clark and John Healy, *Pathways to a Basic Income* (Dublin: Justice Commission, Conference of Religious of Ireland, 1997); Tony Fitzpatrick, *Freedom and Security. An Introduction to the Basic Income Debate* (London: Macmillan; New York: St Martin’s, 1999); Sally Lerner, Charles Clark, and Robert Needham, *Basic Income: Economic Security for all Canadians* (Toronto: Between the Lines Press, 1999); Philippe Van Parijs et al., *What’s Wrong with a Free Lunch?* (Boston: Beacon, 2001); François Blais, *Ending Poverty. A Basic Income for All Canadians* (Halifax, Canada: Lorimer, 2002).
- ・ 現在のベーシックインカム論議の前史については,とくに以下を見よ。John Cunliffe and Guido Erreygers, “The Enigmatic Legacy of Charles Fourier: Joseph Charlier and Basic Income,” *History of Political Economy* 33, no. 3 (2001): 459-84; John Cunliffe and Guido Erreygers, “Basic Income? Basic Capital. Origins and Issues of a Debate,” *Journal of Political Philosophy* 11, no. 1 (2003): 89-110; Walter Van Trier, “Everyone a King. An Investigation into the Meaning and Significance of the Debate on Basic Incomes with Special Reference to Three Episodes from the British Inter-war

Experience,” Ph.D. diss., Katholieke Universiteit Leuven, Fakulteit politieke en sociale wetenschappen, 1995; Daniel Moynihan, *The Politics of a Guaranteed Income. The Nixon Administration and the Family Assistance Plan* (New York: Random House, 1973); また, <http://www.basicincome.org>. のベーシックインカムに関する小史も参照のこと。

付録

ベーシックインカムおよび関連するスキームの形式的表現

諸概念をストレートに理解するため、および、競合する諸提案の賛成論反対論についてクリアに考えるためには、各々の提案が、グロス所得——すなわち、あらゆる税ないし社会保障拠出の支払、および、あらゆる給付の受け取りに先行して、人々がその労働または貯蓄を通じて稼得する所得——をネット所得——すなわち、税、拠出、および給付を考慮した、人々の可処分所得——へと転換する方法の形式的表現を念頭においておくことが不可欠である。以下のグラフの各々において、水平軸および垂直軸は、それぞれ、グロス所得およびネット所得に対応する。それゆえ、45度の点線——これは、グロス所得の各水準に対して等しいネット所得水準を対応させる——は、再分配がまったく存在しなかった場合にネット所得がどうなるかを表現している。それに対して太字曲線は、グラフによって表現される税-給付スキームが実行された場合にある個人のネット所得がそのグロス所得の増加に従ってどのように変化するかを示している。

各スキームの本質的な特徴を浮き彫りにするために、考察されている再分配スキーム以外のあらゆる公的支出およびそれに対応する課税は捨象することが便宜的である。同様の理由から、まずは、全世帯が一人の単身成人で構成されているケースに焦点を当てるのが有益である。

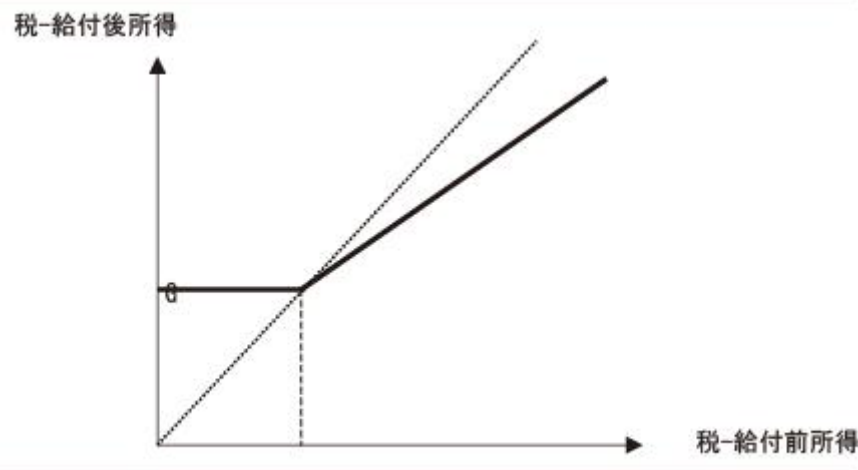


図 1. 従来型最低限保証所得

注記：旧来型最低限所得スキームは、すべての世帯に対して保証を目指すある特定の所得水準(G)を設定する。グロス所得が G よりも小さい世帯を同定し、それら世帯に対してそのグロス所得と G との差額に等しい給付を移転給付する。そのため、そういったスキームは、個人に提供される給付額がその個人の所得に関する評価に影響されるという意味で、「所得調査付き」ないし「資力調査付き」と呼ばれる。世帯のグロス所得が G に達したとき、支払われる給付の水準は明らかにゼロとなる。G を下回るグロス所得の世帯に支払われる給付は、G を上回るグロス所得の世帯に対する税によって賄われている。ここでは、この課税は線型であると、すなわち G を上回るあらゆるグロス所得に同じ率で課税されると、想定されている。この税率がどの程度高くなければならないか——すなわち、グラフ上の太字直線の右側部分の勾配がどの程度押し下げられるか——は、G を下回るグロス所得の世帯がどれだけの数か、および、それら世帯のグロス所得が G をどの程度下回っているか、に依存する。こういったスキームの特徴の一つは——太字直線の左側部分がフラットであることに示されるように——G 以下のあらゆるグロス所得に対する限界実効税率が 100%だという点である。限界実効税率は、100%からグロス所得に対するネット所得の増加率を引いたものであると理解されよう。ここでは、この増加率はゼロである。というのも、グロス所得におけるあらゆる増加は給付の削減によってちょうどオフセットされるからである。最低限保証スキームのこの特徴は、稼働能力の低い人々に対して「失業のワナ」を創り出してしまおうとしばしば言われている。なぜなら、それは、まったく何もないよりも、G を下回るグロス所得を(あるいは、雇用されるということは何らかのコストを惹起しがちであることから、G よりもいくぶん高いグロス所得を)稼ごうという金銭的インセンティブを、完全に相殺してしまうからである。

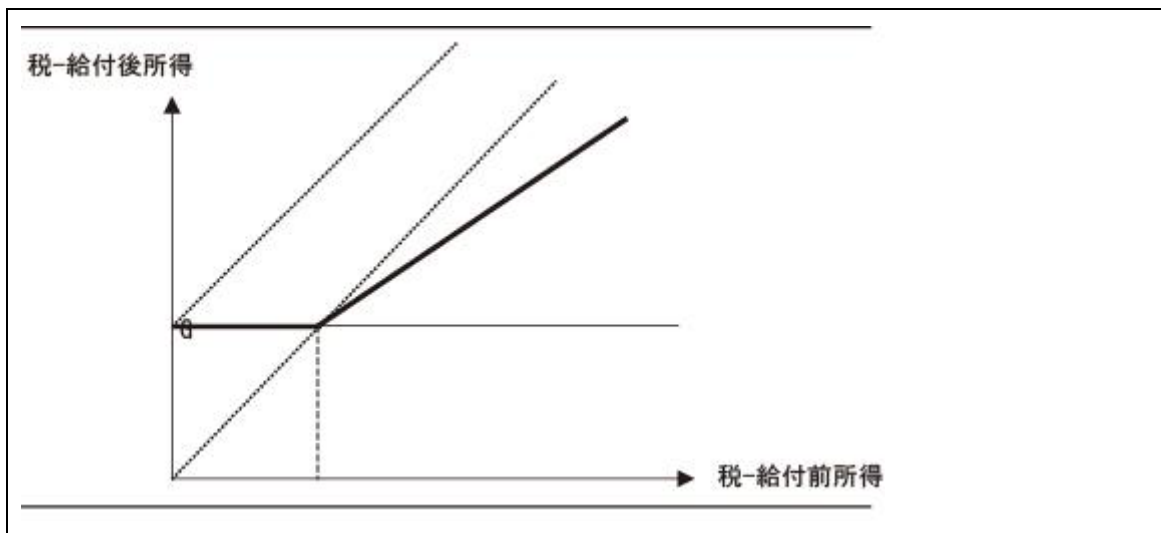


図 2. ワナのあるベーシックインカム⁶⁶

注記：旧来型のスキームとは異なり、ベーシックインカムはあらゆる世帯に、そのグロス所得と無関係に、支払われる。G の水準ですべての人に支払われるベーシックインカムは最初の 45 度線を G へと押し上げ、より高い 45 度の点線が描かれる。水準 G のベーシックインカムは、明らかに、G を下回るグロス所得の世帯のみに支払われる資力調査付き給付のケースよりも集計的ボリュームがはるかに大きくなる。このより大きなボリュームを賄う一つの——実際にはまったく提案されていないが、考えられうる——方法は、G 以下のグロス所得にはすべて 100%で課税して、G を超えるグロス所得には全給付のコストをカバーするのに必要な限界税率で課税する、というものだ。われわれが最終的に得るのは、資力調査付きのケース(図 1)で得たのと——その左側のフラットな部分と、右側の傾斜のある部分の両方において——まったく同じ(太線によって示される)グロス所得とネット所得の関係性である。傾斜は資力調査付きのケースと同じでなければならない。なぜなら、G を下回るグロス所得の人々に支払われるネットの給付はいずれのケースでも同じであり、それゆえ、それを賄うのに必要な税収および税率も同じだからである。このありそうもないケースを考察することは、一方における資力調査付きスキーム vs.ベーシックインカムと、他方における失業のワナの存在 vs.失業のワナの不在との間の概念的な区別を明確にするために重要なのである。

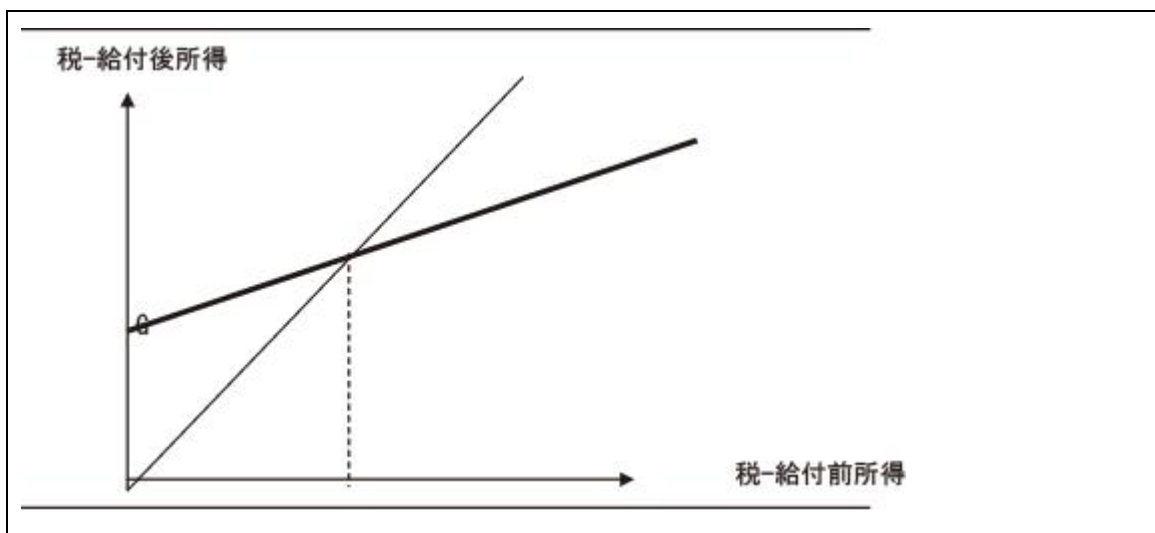


図 3. 線型の負の所得税⁶⁷

注記：資力調査付き保証最低限スキームは、給付額を個人のグロス所得水準に感応的にしておくことによって、失業のワナを回避することができるが、給付額の低下はグロス所得の上昇よりも緩やかにしておかなければならない。それが実現すると、グロス所得の関数としてのネット所得を表す太線にはもはや[図 1 および 2 にあった]G 水準でのフラットな左側部分は存在しない一方で、人々がそれ以降は給付を受け取れなくなるグロス所得の水準(いわゆる「課税分岐点[break-even point]」)が上昇する。もし(図 1 のように)、給付を受け取らない世帯も給付を賄うために均等率で税を支払うという仮定を続けるならば、その税率は、支払われる給付の数および額の増加を賄うために(図 1 の状況と比較して)、明らかに上昇するはずである。最低限所得が G で固定されたままであるとしたら、給付が引き揚げられて[withdrawn]しまう率は、(図 1 においてそうであったような)100%を下回るどころへ低下させることが可能であり、それより高額所得に対して求められる税率はそれに応じて、(課税分岐点より下の)給付の引き上げ率が(そのポイントより上の)正の税率と等しくなるまで、上方修正されるのだ。このケースは、線型な負の所得税に相当する。そしてこの線型な負の所得税スキームは、世帯の所得水準に関わりなく、ネット所得が——グロス所得と比較して——同一の率で上昇して行くかたちで、負の税(すなわち給付)水準および正の税水準をグロス所得と関連させているのである。

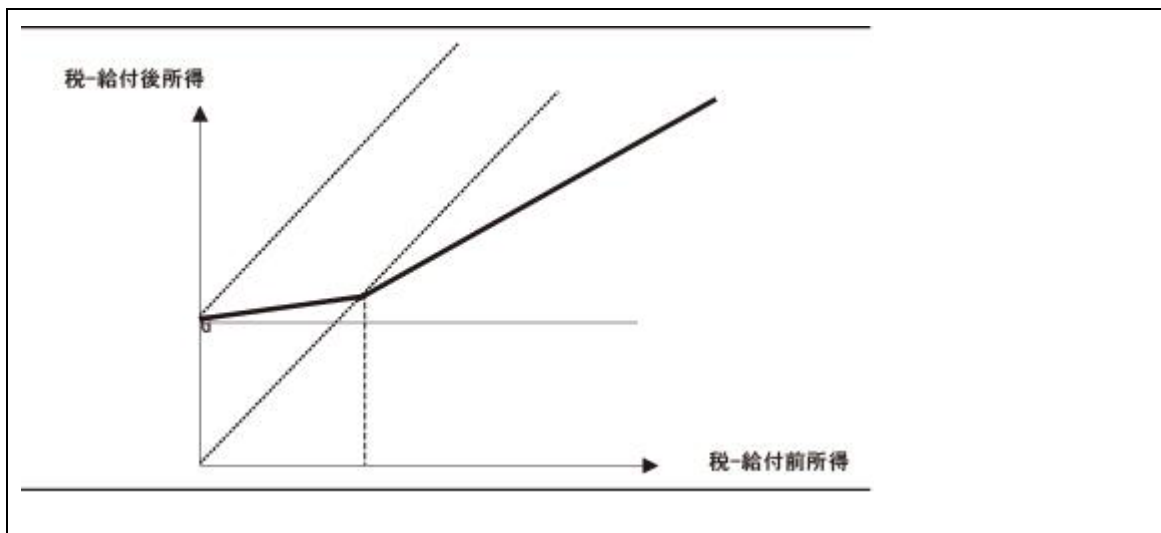


図 4. フラット税と結合したベーシックインカム⁶⁸

注記：すべての人に水準 G で与えられるベーシックインカムが、ゼロ以上のすべてのグロス所得に対する線型税によって賄われるということも考えられる。人々がベーシックインカムを受け取った後、彼らのグロス所得[曲線]——45度の点線で表現される——は上方に平行移動する。この(非課税の)ベーシックインカムを賄うのに必要となる膨大な税収額によって、ベーシックインカムを超過するすべてのグロス所得に課される均等税率が決定されるのであり、つまりはネット所得を表している太線の傾斜を決定するのである。太線と元々の45度線との交点によって、そこから下では人々はベーシックインカムとして受け取るよりも少なくしか税を支払わず、そこから上では人々がベーシックインカムとして受け取るよりも多くを税において支払う、そのようなポイントが決定されるのだ。決定されるそのポイントおよび太線が、図3における課税分岐点およびそれに対応する太線であることは容易に理解できよう。というのも、図3の傾斜は、相対的に貧しい人に集められる負の税が、相対的に豊かな人が支払う正の税とちょうどマッチするように描かれるからである。それゆえ、図4の傾斜が図3の傾斜よりも緩やかであったり急であったりしたら、相対的に貧しい人は給付(ベーシックインカムから税を引いた額)をより少なくまたはより多く受け取ることになり、相対的に豊かな人の純貢献(税からベーシックインカムを引いた額)を使い尽くす、または、超過して使うことにはならないことになる。この意味で、フラット税によって賄われるベーシックインカム・スキームは、同水準の最低限所得を備えた定率所得税と「等価」と言える。そして、同様の等価性は、非線型なスキームであっても、[給付の総額と定率所得による税収総額とが]マッチングしているあらゆるペアについて言えるのである。

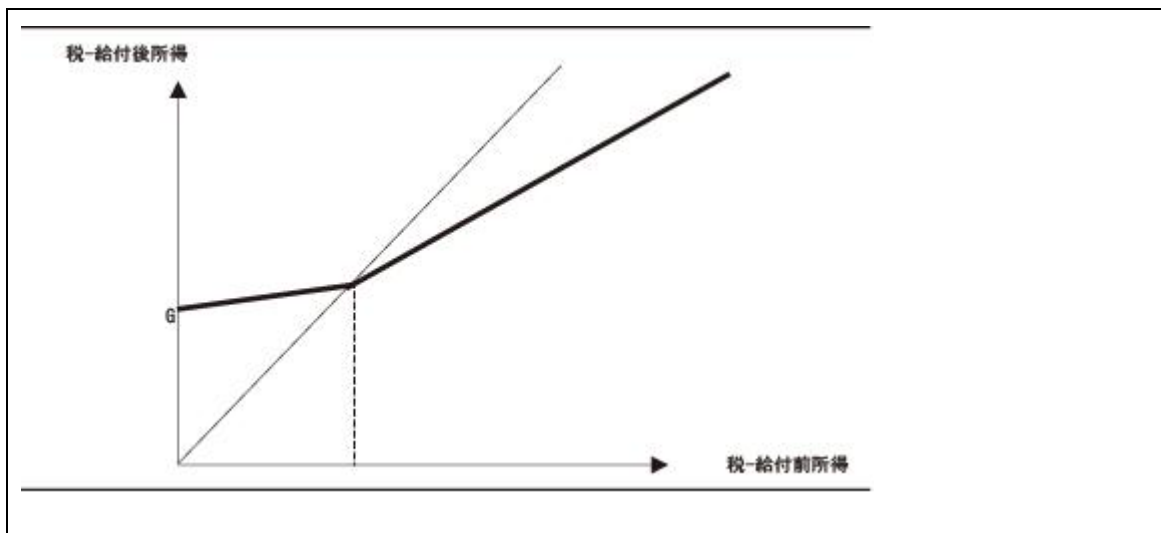


図 5. 非-線型な負の所得税⁶⁹

注記：最低限所得の水準を落とすことなく、労働者の大部分の稼得に対する限界税率をそれほど上げることなく、失業のワナを廃棄することを目的として、数多くの非-線型な負の所得税提案がなされてきた。そこでは給付の引き上げ率が正の税率よりも高くなり、そのため、限界実効税率が富者よりも貧者にとって高くなるという意味で、負の所得税スキームが全体としては逆進的になったと言える。むしろ、このようなスキームはそれでも図 1 で描かれたタイプの伝統的な保証最低限スキームよりは逆進性が低いし、より再分配的である。

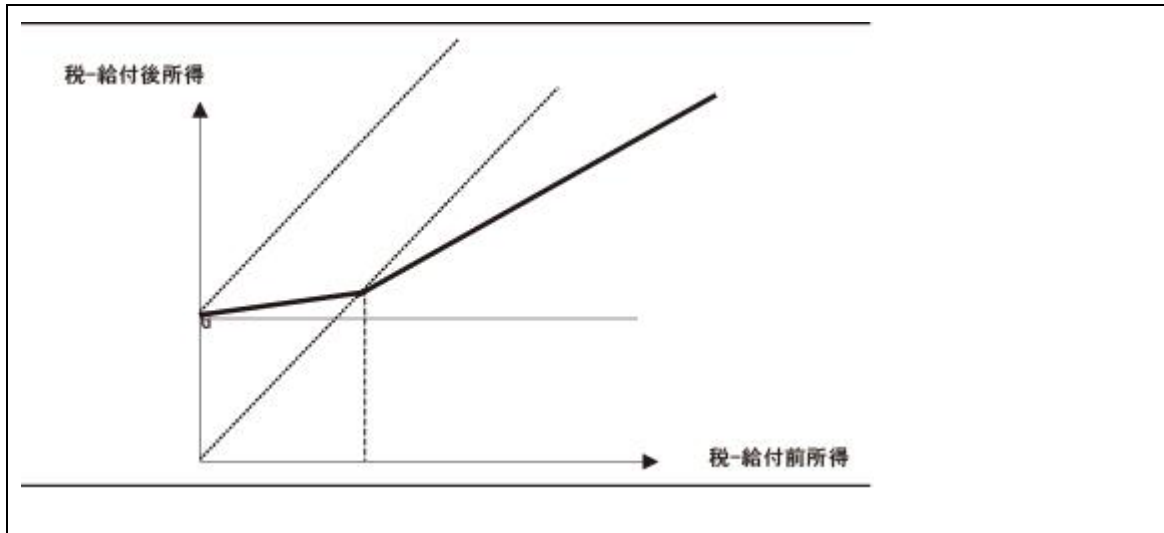


図 6. 低額稼得者への超過負担を有するベーシックインカム⁷⁰

注記：負の所得税論者の一部が、正の税率よりも高い負の税率を提案したのとまったく同じように、一部のベーシックインカム論者は、相対的に高額なベーシックインカムを持続的に賄う方法として、逆進的な税制を——例として、標準的な率の税に「低額稼得者超過請求 low earner's overcharge」を上乗せするという形態で——推奨してきた。線型なケースの場合ほどには失業のワナは解消されないが、スキルをもった労働者が労働を供給し・努力し・自らのスキルを改善するインセンティブが侵食される程度は低くなる。このような「貧者への課税」があるとしても、この種のスキームはやはり、(図 1 のような)同水準の最低限所得を備えた現行の保証所得システムよりも逆進性が低く、貧者への再分配性が高いことは言うまでもない。さらに、後者の現行保証所得システムが累進的な正の課税によって賄われる場合でさえ、これは妥当するのである。

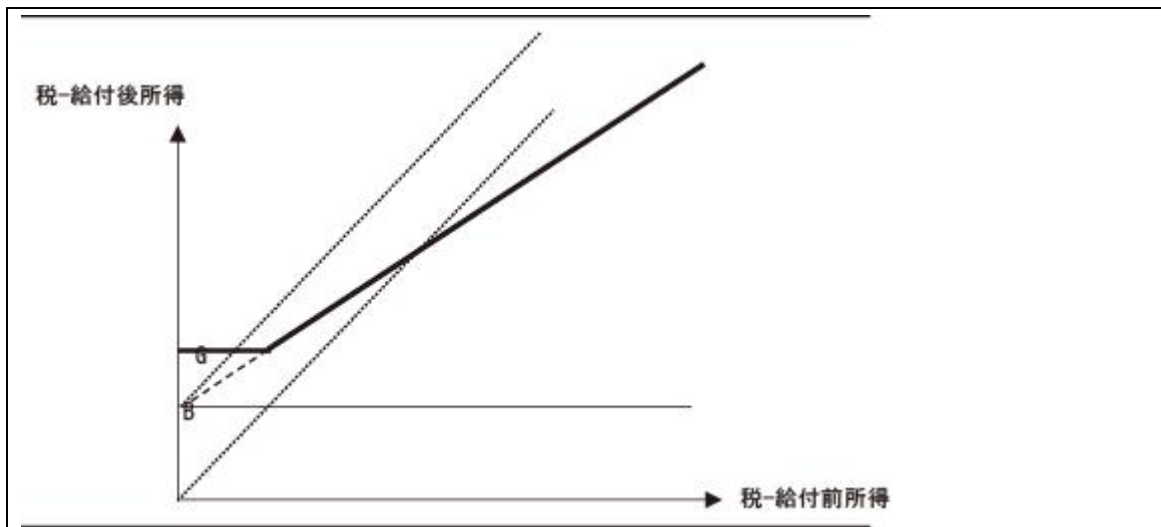


図 7. 部分的ベーシックインカム⁷¹

注記：(図 6 のように)逆進的な所得税で「満額の」ベーシックインカムを賄うのではなく、資力調査付き保証最低限スキームの一部存続と組み合わせた「部分的」ベーシックインカムを設定することによって、高額な最低限所得、失業のワナの改善、大部分労働者のインセンティブの保持、これらの結合を図ることができる。この場合、普遍的ベーシックインカムは B の水準——個人が単身で暮らすために保証されねばならない最低限所得を大幅に下回る——で導入される。これは、45 度点線を B だけ上方に平行移動させる。それを超える所得はすべて同じ率で(この率によって、B から始まっているもう一方の線分はよりフラットな傾斜となる)課税されるが、G より低い税引き後所得はすべて資力調査付き給付によって G にまで引き上げられるかたちで、補足される。このケースでも限界実効税率が 100%である低稼得レンジは残る(太線左側のフラットな部分)。だがそのレンジは図 1 で描かれた旧来型スキームと比べて顕著に短くなる(どれだけ顕著であるかは、B がどれだけ G に近いかに依存する)。旧来型スキームによって惹起される失業のワナに陥る人々の大部分が、最低限所得にほぼ近い潜在的稼得を有していたとしたら、この低額ないし「部分的」ではあるが無条件のベーシックインカム——人々はこれを自らの稼得と自由に合算できる——は、ワナの大部分を埋めるに十分である。同時に、全ての人の最初の所得分位に対する 100%課税をまさに温存することによって、それより上の所得分位に対して、図 3 および 4 の線型スキームの場合よりも、はるかに低率で課税することが可能となる。

注

- ¹ Jacques Duboin, *L'Economie Distributive de l'Abondance* (Paris: OCIA, 1945).
- ² John Cunliffe and Guido Erreygerso, "Basic Income? Basic Capital. Origins and Issues of a Debate," *Journal of Political Philosophy* 11, no. 1 (2003): 89-110.
- ³ Thomas Paine, "Agrarian Justice," in *The Life and Major Writings of Thomas Paine*, edited by P. F. Foner (Secaucus, NJ: Citadel Press, 1974), 605-23.
- ⁴ Bruce Ackerman and Anne Alstott, *The Stakeholder Society* (New Haven, CT: Yale University Press, 1999).
- ⁵ Jim Palmer, ed., "Alaska's Permanent Fund. Remarkable Success at Age 20. . . . But What Now?" (special issue), *The Juneau Report*, summer 1997.
- ⁶ Michel Genet and Philippe Van Parijs, "Eurogrant," *BIRG Bulletin* 15 (1992): 4-7; Jean-Marc Ferry, *La Question de l'Etat Européen* (Paris: Gallimard, 2000); Philippe Van Parijs and Yannick Vanderborght, "From Euro-stipendium to Euro-dividend. A Comment on Schmitter and Bauer," *Journal of European Social Policy* 11 (2001): 342-46.
- ⁷ Pieter Kooistra, *Het ideale eigenbelang* (Kampen: Kok Agora, 1994); Dirk Barrez, "Tien frank per dag voor iedereen," *De Morgen*, 22 December 1999; Myron Frankman, *From the Common Heritage of Mankind to a Planet-wide Citizen's Income: Establishing the Basis for Solidarity* (Montreal: Department of Economics, McGill University, 2001).
- ⁸ Paine, "Agrarian Justice."
- ⁹ Joseph Charlier, *Solution du problème social ou constitution humanitaire. Basée sur la loi naturelle, et précédée de l'exposé de motifs* (Bruxelles: "Chez tous les libraires du Royaume," 1848).
- ¹⁰ Raymond Crotty, *Ireland in Crisis. A Study in Capitalist Colonial Development* (Dingle, Ireland: Brandon, 1987).
- ¹¹ Marc Davidson, "Liberale grondrechten en milieu. Het recht op milieugebruiksruimte als grondslag van een basisinkomen," *Milieu* 5 (1995): 246-49.
- ¹² James Robertson, *The New Economics of Sustainable Development. A Briefing for Policy Makers* (Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities; London: Kogan, 1999).
- ¹³ Helmut Pelzer, ed., *Bürgergeld nach dem Ulmer Modell* (Ulm: RVVerlag microedition, Reihe Wissenschaft, 1998); Helmut Pelzer, *Finanzierung eines allgemeinen Basiseinkommens. Ansätze zu einer kombinierten Sozial- und Steuerreform* (Aachen: Shaker Verlag, 1999).
- ¹⁴ Ronald Duchatelet, "An Economic Model for Europe Based on Consumption Financing on the Tax Side and the Basic Income Principle on the Redistribution Side." Paper presented at the 5th BIEN Congress, London, September 1994; Ronald Duchatelet, N.V. België. *Verslag aan de aandeelhouders* (Gent: Globe, 1998).
- ¹⁵ Yoland Bresson, "Il faut libérer le travail du carcan de l'emploi," *Le Monde*, 16 March 1999.
- ¹⁶ Luc Soete and Karin Kamp, *The Bit Tax: Agenda for Further Research* (Maastricht: MERIT, 1996).
- ¹⁷ Patrick O'Brien and Dennis O. Olson, "The Alaska Permanent Fund and Dividend Distribution Program," *Public Finance Quarterly* 18, no. 2 (1990): 139-56; Palmer, ed., *Alaska's Permanent Fund*.
- ¹⁸ James Meade, *Agathotopia: The Economics of Partnership* (Aberdeen: Aberdeen University Press, 1989); Id.,

Liberty, Equality and Efficiency (London: Macmillan, 1993); Id., *Full Employment without Inflation* (London: Employment Policy Institute, 1994); Id., *Full Employment Regained? An Agathotopian Dream* (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 1995).

¹⁹ Walter Van Trier, “Everyone a King. An Investigation into the Meaning and Significance of the Debate on Basic Incomes with Special Reference to Three Episodes from the British Inter-war Experience.” Ph.D. diss, Katholieke Universiteit Leuven, 1995.

²⁰ Jacques Duboin, *L’Economie Distributive de l’Abondance*; Marie-Louise Duboin, *L’économie libérée* (Paris: Syros, 1985).

²¹ Joseph Huber, *Vollgeld. Beschäftigung, Grundsicherung und weniger Staatsquote durch eine modernisierte Geldordnung* (Berlin: Duncker & Humblot, 1998); Id., *Plain Money. A Proposal for Supplying the Nations with the Necessary Means in a Modern Monetary System* (Martin-Luther-Universität Halle-Wittenberg: Forschungsberichte des Instituts für Soziologie, 1999); Joseph Huber and James Robertson, *Creating New Money. A Monetary Reform of the Information Age* (London: New Economics Foundation, 2000)

²² Jean-Marc Ferry, *L’Allocation universelle. Pour un revenu de citoyenneté* (Paris: Cerf, 1995); Id., *La Question de l’Etat européen* (Paris: Gallimard, 2000).

²³ Anne Miller, *In Praise of Social Dividends*, working paper 1 (Edinburgh: Department of Economics, Heriot-Watt University, 1983).

²⁴ Wim Salverda, “Basisinkomen en inkomensverdeling. De financiële uitvoerbaarheid van het basisinkomen,” *Tijdschrift voor Politieke Economie* 8 (1984): 9-41.

²⁵ 付録中の図 1 および図 3 を見よ。

²⁶ 付録中の図 2 を見よ。

²⁷ Augustin Cournot, *Recherches sur les principes mathématiques de la théorie des richesses* (Paris: Librairie Hachette, 1838).

²⁸ Milton Friedman, *Capitalism and Freedom* (Chicago: University of Chicago Press, 1962).

²⁹ James Tobin, “On the Economic Status of the Negro,” *Daedalus* 94, no. 4 (1965): 878-98; Id., “The Case for an Income Guarantee,” *The Public Interest* 4 (1966): 31-41; Id., “It Can Be Done,” *The New Republic*, 2 December 1967; James Tobin, Joseph Pechman, and Peter Mieszkowski, “Is a Negative Income Tax Practical?” *Yale Law Journal* 77, no. 1 (1967): 1-27; James Tobin, “Raising the Incomes of the Poor,” in *Agenda for the Nation*, edited by K. Gordon (Washington, DC: Brookings Institution, 1968), 77-116.

³⁰ 付録における図 3 を見よ。

³¹ 付録における図 3 および図 4 を見よ。

³² 付録における図 3 を見よ。

³³ Tobin, “It Can Be Done,” 14-18.

³⁴ Juan Luis Vives, *De Subventionem Pauperum* (Bruges, 1526) (French translation: *De l’Assistance aux pauvres*, Bruxelles: Valero&fils, 1943; English translation: *On the Assistance to the Poor*, Toronto and London: University of Toronto Press, 1999).

-
- ³⁵ Anthony Atkinson, *Beveridge, the National Minimum, and Its Future in a European Context*, working paper WSP/85 (London: London School of Economics, STICERD, 1993); Id., “Participation Income,” *Citizen’s Income Bulletin* 16 (1993): 7-11; Id., “The Case for a Participation Income,” *Political Quarterly* 67, no. 1 (1996): 67-70; Id., *Poverty in Europe* (Oxford, UK: Blackwell, 1998); Yannick Vanderborght and Philippe Van Parijs, “Assurance participation et revenu de participation. Deux manières d’élargir l’Etat social actif,” *Reflets et perspectives de la vie économique* 40, no. 1-2 (2001): 183-96.
- ³⁶ Philippe Van Parijs, *Real Freedom for All. What (if Anything) Can Justify Capitalism?* (Oxford, UK: Oxford University Press, 1995).
- ³⁷ Philippe Van Parijs, ed., *Arguing for Basic Income: Ethical Foundations for a Radical Reform* (London: Verso, 1992).
- ³⁸ Robert E. Goodin, “Toward a Minimally Presumptuous Social Policy,” in *Arguing for Basic Income*, edited by Van Parijs, 195-214; Brian Barry, “Real Freedom and Basic Income,” in *Real Libertarianism Assessed. Political Theory after Van Parijs*, edited by A. Reeve and A. Williams (Basingstoke: Palgrave-Macmillan, 2003), 53-79.
- ³⁹ 次に収められている、私がリプライを付けた批判的な諸論稿を見よ。 P. Elkin., ed., “A Symposium on Philippe Van Parijs’s Real Freedom for All,” *The Good Society* 7, no. 1 (1997); Angelika Krebs, ed., “Basic Income? A Symposium on Van Parijs” (special issue), *Analyse und Kritik* 22, no. 2 (2000); Andrew Reeve and Andrew Williams, eds., *Real Libertarianism Assessed. Political Theory after Van Parijs* (Basingstoke: Palgrave-Macmillan, 2003).
- ⁴⁰ Mickey Kaus, *The End of Equality* (New York: Basic Books, 1992).
- ⁴¹ Thomas Piketty, “La redistribution fiscale face au chômage,” *Revue française d’économie* 12, no. 1 (1997): 157-201.
- ⁴² Meade, *Agathotopia: The Economics of Partnership*.
- ⁴³ Wetenschappelijke Raad voor het Regeringsbeleid (WRR), *Waarborgen voor Zekerheid. Een nieuw stelsel van sociale zekerheid in hoofdlijnen*, Rapport 26 (Den Haag: Staatsuitgeverij, 1985) (English summary: WRR, *Safeguarding Social Security*, The Hague: Netherlands Scientific Council for Government Policy, 1985).
- ⁴⁴ Jos M. Dekkers and Bart Nootboom, *Het gedeeltelijk basisinkomen, de hervorming van de jaren negentig* (The Hague, the Netherlands: Stichting Maatschappij en Onderneming, 1988); Paul de Beer, *Het verdiende inkomen* (Houten/Zaventem: Bohn Stafleu Van Loghum & Amsterdam: Wiardi Beckman Stichting, 1993); Robert van der Veen and Dick Pels, eds., *Het basisinkomen. Sluitstuk van de verzorgingstaat?* (Amsterdam: Van Gennep, 1995); Loek F. M. Groot, *Basic Income and Unemployment* (Amsterdam: Netherlands School for Social and Economic Policy Research, 1999).
- ⁴⁵ Anthony Atkinson, “Analysis of Partial Basic Income Schemes,” in *Poverty and Social Security*, edited by A. Atkinson (Hemel Hempstead: Harvester Wheatsheaf, 1989); Hermione Parker, ed., *Basic Income and the Labour Market* (London: Basic Income Research Group, 1991); Ilpo Lahtinen, *Perustulo, kansalaisen palkka* (Basic Income, the Citizen’s Wage) (Helsinki: Hanki ja Jaeae, 1992); Samuel Brittan, *Capitalism with a Human Face* (Aldershot, UK: Edward Elgar, 1995); Bruno Gilain and Philippe Van Parijs, “L’allocation universelle: un scénario de court

terme et de son impact distributif,” *Revue belge de sécurité sociale* 38, no. 1 (1995): 5-80; Charles M. A. Clark and John Healy, *Pathways to a Basic Income* (Dublin: Justice Commission, Conference of Religious of Ireland, 1997).

⁴⁶ Samuel Brittan and Steven Webb, *Beyond the Welfare State. An Examination of Basic Incomes in a Market Economy* (Aberdeen: Aberdeen University Press, 1991); Brittan, *Capitalism with a Human Face*.

⁴⁷ 例えば、ベルギーにおけるそのような部分的ベーシックインカムの分配的インパクトについてのマイクロシミュレーションとして、Gilain and Van Parijs, “L’allocation universelle.”を見よ。

⁴⁸ Van Parijs, *Real Freedom for All*.

⁴⁹ Saar Boerlage, “Reactie op het belastingplan 2001,” *Nieuwsbrief Basisinkomen* 29 (1999): 5-8.

⁵⁰ Bea Cantillon et al., *De verdelingseffecten van het ontwerp van fiscale hervorming. Microsimulatieresultaten* (Antwen: UFSIA, Centrum voor sociaal beleid, 2000); Daniel Cohen, “Impôt négatif: le mot et la chose,” *Le Monde*, 6 February 2001; Thomas Piketty, “L’impôt négatif est né,” *Libération*, 29 January 2001; Nicolas Chaidron, “Les réformes fiscales néerlandaise, française et belge au regard de l’équité.”Mémoire de licence en sciences économiques, Université Catholique de Louvain, 2001; Yannick Vanderborght, “La France sur la voie d’un ‘Revenu minimum inconditionnel?’” *Mouvements* 15-16 (2001): 157-65.

⁵¹ Joachim Mitschke, *Steuer- und Transferordnung aus einem Guß* (Baden-Baden: Nomos, 1985); Id., “Jenseits der Armenfürsorge,” *Die Zeit*, 8 December 1995.

⁵² Ulrich Mückenberger, Claus Offe, and Ilona Ostner, “Das staatlich garantierte Grundeinkommen—ein politisches Gebot der Stunde,” in *Wege ins Reich der Freiheit. André Gorz zum 65. Geburtstag*, edited by H. Krämer and Claus Leggewie (Berlin: Rotbuch, 1989).

⁵³ Fritz Scharpf, “Negative Einkommensteuer—ein Programm gegen Ausgrenzung,” *Die Mitbestimmung* 40, no. 3 (1994): 27-32; Id., “Basic Income and Social Europe,” in *Basic Income on the Agenda. Policies and Politics*, edited by L. Groot and R. van der Veen (Amsterdam: Amsterdam University Press, 2000).

⁵⁴ Roger Godino, “Pour la création d’une allocation compensatrice de revenu,” in *Pour une réforme du RMI*, edited by R. Castel et al. (Paris: Notes de la Fondation Saint Simon, 1999), 7-20.

⁵⁵ Robert Castel, “Minima sociaux, allocation compensatrice de revenu et RMI,” in *Pour une réforme du RMI*, edited by R. Castel et al., 39-48.

⁵⁶ François Bourguignon and Dominique Bureau, *L’Architecture des prélèvements en France: Etat des lieux et voies de réforme* (Paris: La Documentation Française, 1999)

⁵⁷ Laurent Caussat, “Minima sociaux différentiels, allocation universelle, workfare: quels compromis dans la politique française de lutte contre la pauvreté?” Paper presented at the Conference “Quelle réforme des minima sociaux?” Marseille, January 2000.

⁵⁸ Atkinson, *Beveridge, the National Minimum, and Its Future in a European Context*; Id., “Participation Income”; Id., “The Case for a Participation Income”; Id., *Poverty in Europe*.

⁵⁹ Atkinson, *Beveridge, the National Minimum, and Its Future in a European Context*.

⁶⁰ Philippe Van Parijs, “Does Basic Income Make Sense as a Worldwide Project?” Paper presented at the IX Congress of the Basic Income European Network, Geneva, September 2002. Available from

<http://www.basicincome.org>.

⁶¹ Anne Case and Deaton Angus, “Large Cash Transfers to the Elderly in South Africa,” *Economic Journal* 108 (2000): 1330-61.

⁶² Heidi Matisonn and Jeremy Seekings, “Welfare in Wonderland? The Politics of the Basic Income Grant in South Africa.” Paper presented at the IX Congress of the Basic Income European Network, Geneva, September 2002. Available from <http://www.basicincome.org>.

⁶³ Eduardo Suplicy, ed., *Programa de garantia de renda minima* (Brasilia: Senado Federal, 1992).

⁶⁴ Eduardo Suplicy and Christovam Buarque, “A Guaranteed Minimum Income to Eradicate Poverty and Help Poor Children Go to School instead of Being Forced to Work. The Brazilian Debate and Experience.” Paper presented at BIEN’S 6th Congress, Vienna, September 1996; Aldaíza Sposati, ed., *Renda Mínima e Crise Mundial. Saída ou agravamento?* (Sao Paulo: Cortez Editora, 1997).

⁶⁵ Eduardo Suplicy, *Renda de Cidadania: A saída é pela porta* (Sao Paulo: Cortez Editora, 2002). 2004年の1月8日, Lula 大統領は, Suplicy の主導によってブラジルの連邦議会で既に採択されていた, 2005年に最貧困層から始めて段階的に全ブラジル国民に対する普遍的ベーシックインカムを導入するという趣旨の法律を公布した。

⁶⁶ Salverda, “Basisinkomen en inkomensverdeling.”

⁶⁷ Friedman, *Capitalism and Freedom*.

⁶⁸ Atkinson, *Public Economics in Action*. (Oxford: Oxford University Press, 1995).

⁶⁹ Mitschke, *Steuer- und Transferordnung aus einem Guß*; Godino, “Pour la création d’une allocation compensatrice de revenu.”

⁷⁰ Meade, *Agathotopia*.

⁷¹ Dekkers and Nootboom, *Het gedeeltelijk basisinkomen, de hervorming van de jaren negentig*; Wetenschappelijke Raad voor het Regeringsbeleid (WRR), *Waarborgen voor Zekerheid. Een nieuw stelsel van sociale zekerheid in hoofdlijnen*.

原典 : Van Parijs, Philippe(2004): “Basic Income: A Simple and Powerful Idea for the Twenty-first Century”, *POLITICS & SOCIETY*, 32-1: 7-39(論文は次のサイトから入手することができる. <http://pas.sagepub.com/cgi/content/abstract/32/1/7>)